

会議録
令和元年第3回更別村議会定例会
第1日（令和元年9月10日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3号 平成30年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 8 承認第 1号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 議案第47号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第48号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第51号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第52号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第53号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第54号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件
- 第17 議案第55号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第18 議案第56号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第19 認定第 1号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第20 認定第 2号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第21 認定第 3号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第22 認定第 4号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第23 認定第 5号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第24 認定第 6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	川上祐明
農業委員会 事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和元年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。

初めに、昨年9月6日未明に発生し、大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震から早くも1年が経過しました。改めまして、甚大な被害に見舞われた被災地の皆様、いまだ避難所生活を余儀なくされておられる皆様、またお亡くなりになられた皆様のご家族の皆様にご心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本村におきましても、全道的ブラックアウトによる通信網やインフラへの被害を貴重な教訓とし、防災計画に基づく危機管理の徹底、防災訓練や防災体制の確立、自然災害の発生や有事の際の迅速な対応や日常からの備えとしての備蓄食料や備蓄電源、発電機等の防災備品の整備拡充にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

現在、本村では収穫作業が本格的な最盛期を迎えております。春先からの生産者の皆様のご努力とご苦労が報われますよう、本年も平年以上の豊かな実りとともに、豊穰の秋となることを強く念願するものであります。今後農作業事故等に気をつけられ、収穫作業が順調に終わられますことを心より願っております。

さて、第6期総合計画策定実施2年目となりました。高齢者の移動手段の確保、農村地区への高速通信網の配備、大型分譲地の開発や道路、橋梁、住環境等、各種インフラ整備による生活基盤の拡充が速やかに求められています。また、国営かん排事業や土地改良、スマート農業に象徴される労働力の削減、担い手の確保、農業所得の向上など、本村の基幹産業である農業基盤整備事業の推進と拡充は急務であり、特に農業をめぐる国際情勢が非常に厳しい状況で推移すると考えられますことから、今後の動向にもしっかりと注視をしながら生産者の皆さんを初め、JAさんや関係機関との連携を密にして本村の農業を守り、発展させるべく、各種施策を大きく前進させてまいりたいと考えております。

今日の人口減少、少子高齢化によるさまざまな課題が山積する中、10月に導入される消費税アップに伴う住民生活や経済活動の安定確保、さらには商店街の活性化を含む商工業の振興、何よりも村民の命と暮らしを支える医療、福祉、教育の充実、幼児教育、保育の無償化に伴う新たな子育て支援等、喫緊の課題解決のためには一刻の猶予も許されません。今こそ豊かで持続可能な更別村の実現のためにも、目標に掲げた各行政施策の着実な実現

に向け、危機感とスピード感を持ち、職員一丸となって邁進する覚悟であります。改めまして議員各位の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

本定例会におきましては、報告案件1件、平成30年度各会計決算認定の件、人事案件1件、専決処分承認1件、そして一般会計ほか各会計補正予算など合わせて18件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 それでは、議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月3日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月19日までの10日間と認められました。

以上、委員会でのご報告を申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より19日までの10日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長。

○松橋総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会の所管の報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をいたしましたので、会議規則第77条の
規定により、調査の概要を報告いたします。

1つ、調査日時、令和元年7月23日。

2番、調査場所、株式会社maiハーモニー、2つ目、株式会社しんかーず。これは、
両方とも帯広です。次に、公益社団法人青年海外協力協会。

3番目、調査事項、障がい者就労支援について。

4番、経過、委員5名により、更別村が計画している、さらべつ版「生涯活躍のまち」
構想の取り組みの一環として、障がい者就労施設等の調査を各会社等の協力を得て行った。

5番、調査の結果、(1)、株式会社maiハーモニー。グループホームは、男性専用と
して「ホームハーモニー」3カ所を所有している。働く場所は、ホテルの清掃業務と食堂
「きいちゃん食堂」を経営、また今回視察はできませんでしたが、同じA型継続支援施設
として「十勝ベーグル」(帯広市内)も経営をしている。説明によると、国の制度を利用し、
高齢者、障害者等の介護保険、グループホームの併設により運営をしているが、A型施設
の単体では収益の確保は難しく、親会社の支援をもらっているとのことであります。

(2)、株式会社しんかーず。管理栄養士6名を採用し、主に弁当の配食を行っている。
特に病院退院後の食事制限等のあるものについては、栄養指導も含め、米飯140グラムから
240グラムまでの調理をし、安価で年間23万食の配食(イベントも含む)を行っており、経
営は安定しているが、現在の施設では狭隘であるので別の場所を視野に検討しているとの
こと。また、「なぜ株式会社なのか」では、社会福祉法人を取得したり、行政等に頼ると立
案から決定までの時間がかかることや運営が難しくなるなど、民間ならではの発想ができ
なくなるとのことであります。

株式会社しんかーずは、就労継続支援A型施設20名、B型施設20名2カ所、自立訓練施
設20名、共同生活援助事業所4名4カ所を有している民間の会社でありました。

(3)、公益社団法人青年海外協力協会。地方の活性化事業に福祉事業を絡めて事業を展開しており、障害福祉サービス事業の状況について更別の障がい者数、障害者総合支援法関連の給付・事業の内容、施設整備にかかる補助金等含めて説明を受けました。特に就労継続支援グループホーム等、事業別に人員配置、サービスの内容、報酬単価等具体的なお話があり、最近の傾向についても話がなされました。また、国の新たな位置づけとした共生型サービスの概要については、人口減少の進む中、地方においてこの形が進むと考えられ、佛子園の取組みが参考となっていることもお話をされました。佛子園では、商品開発や就労施設の利用等が地域の交流の中で育っている。更別村においてもごちゃまぜのコミュニティの創造、生涯活躍のまちのコミュニティ活性化にもつながるよう業務を進めているとのことでありました。

最後に委員の意見として、本村の人口規模ではA型施設の経営は単体では非常に難しい。A型にこだわらず、最初はB型からスタートすることも考えられる。障がい者（子ども）の親が亡くなった後、グループホームは必要になる。CCRC事業は、基本は民間であっても行政が参入しないと経営は難しい。本村では、雇用できる企業が少ない等。

平成18年9月に策定をされましたリラクタウン構想の再構築を中心に、さらべつ版「生涯活躍のまち」構想がことし3月に策定される等、現在関係者等による検討会議でも議論が重ねられており、解決を要する課題も多いことから、当委員会としては今後も継続して調査を行う必要があるとの結論に至りました。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会閉会中の所管事務調査を報告いたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和元年8月29日木曜日午前9時。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果。春の播種作業は、天候にも恵まれ、概ね順調に進んだが、6月から7月中旬過ぎまでは曇りや雨、日照不足が続いた。気温は平年並み。7月下旬から8月上旬までは晴天で極端な高温、その後8月下旬までは平年よりやや低温で推移している。秋まき小麦は、7月中旬の曇りや雨の心配も続いたが、7月下旬からの収穫期に天候に恵まれ、概ね順調に収穫を終え、乾燥調製中である。馬鈴薯は、収穫中で大きさについては順調に肥大している。金時、大手亡、小豆、大豆、甜菜、5種類の作物については、現地調査で確認した。

- (1)、金時、生育は平年並み、着莢数は少ない。
- (2)、大手亡、生育がやや遅れ、着莢数は少ない。
- (3)、小豆、生育がやや遅れ、着莢数は極めて少ない。
- (4)、大豆、生育は開花時期が遅れ、着莢数は少ない。
- (5)、甜菜、移植、直播ともに生育平年並み。

調査の結果、豆類は6月から7月中旬過ぎまで続いた日照不足と7月下旬の急な高温の影響を受け、生育に遅れが見られたが、地域での作物の生育に差は少ない。これから登熟期を迎えるが、今までの農業基盤整備や土づくり、農業者の努力が功を奏し、好天に恵まれる事を期待する。

以上、報告といたします。

○議 長 これにて常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから口頭にて補足説明をさせていただきます。

1の寄付についてであります。匿名希望の方により指定寄付項目でありますその他目的達成のため村長が必要と認める事業に対しまして、500万円の寄付がありました。ご寄付に感謝申し上げ、ご趣旨に沿った運用を行ってまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

2の令和元年度建設工事の進捗状況(100万円以上)についてでありますけれども、別紙のとおりまとめてございます。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

2の農作物の生育状況につきましてですけれども、先ほど産業文教常任委員会のほうから調査報告等がありました。作況状況ですが、9月2日に調査をしているところでありまして、若干つけ加えさせていただければありがたいなというふうに思います。おおむね順調に推移しているところでありますが、8月6、7ですか、低温、日照不足、降雨による生育おくれの影響が出ているところであります。特に豆類につきましては、一部さや数が少ない傾向にあり、今後の生育回復を期待するところであります。バレイショにつきましては、収穫時期を迎え本年は大粒傾向であるとお聞きしております。平年並みの収量を見込んでおると聞いております。豆類は、手亡、小豆が低温による影響で生育におくれが見られ、着莢数が少ない状況でありますけれども、大豆、金時は平年並みに推移をしてきているという状況であります。甜菜は、移植、直播ともに順調であります。飼料作物、牧草は、収穫作業が順調であり、デントコーンも生育は順調であります。この後も天候に恵ま

れ、収穫作業が順調に進み、豊穰の出来秋を迎えられることを切に願っているところであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議 長 日程第7、報告第3号 平成30年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 平成30年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

平成30年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、この件につきましては、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

別紙、平成30年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書をごらんいただきたいと思っております。1の健全化判断比率でございます。備考に記載してありますと

おり、各比率とも負数で算出された場合は棒線で記載をしております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければならないこととされております。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合であらわしたものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は1億9,216万3,367円となりまして黒字であることから、実質赤字比率はマイナス6.89%となり、棒線で表示をしております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合であらわしたものでございます。一般会計同様、本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス8.05%となり、棒線で表示をしているところでございます。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の実質公債費比率は、9.0%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさをあらわす将来負担額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源を減じた額を財政規模に対する割合であらわしたものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることからマイナス179.6%となり、棒線で表示をしているところでございます。

2、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1枚めくっていただきまして、8月29日付で監査委員から提出されました平成30年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、3枚おめくりいただきまして、7月22日付で監査委員から提出されました平成30年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第1号

○議 長 日程第8、承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決第1号、専決処分書であります。

令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、福祉の里温泉の井水加圧給水ポンプの更新を早急に行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

それでは、更別村一般会計補正予算（第3号）のほうでご説明を申し上げます。令和元年度更別村一般会計補正予算（第3号）。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,070万4,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思っております。款3民生費で409万9,000円を追加し、補正後の額を6億3,456万6,000円とするものであります。項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費で409万9,000円の増であります。内容であります。節15工事請負費、説明欄（1）、老人保健福祉センター改修事業費として409万9,000円の増であります。福祉の里温泉井水加圧給水ポンプの更新を行ったことによるものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金で409万9,000円を追加し、補正後の額を4億7,289万1,000円とするものであります。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で409万9,000円の増であります。これは、財政調整基金よりの繰入金であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で概略はわかるのですけれども、福祉の里の加圧給水ポンプですか、この内容をもう少し詳しく説明していただきたいなということと、それからそれがいつごろ発生して、そしてそれは通水がいつごろになるのか、それも含めてお聞きしたいと思っております。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 老人保健福祉センターの井水加圧給水ポンプですが、温泉水と老人保健福祉センター内のトイレ等の水、それとデイサービスのお風呂に使っている水です。この井水加圧給水ポンプが壊れますと、全てのシャワーとトイレ、それと温泉が使えなくなるということでございまして、日付のやつを忘れてきたのですけれども、8月5日だったかな。済みません。日付については後で報告させていただきますけれども、それが日曜日の夜壊れまして、3基、その井水加圧給水ポンプがついているのですけれども、なるべく長くもたせるためにその3基が順番に交代で運転しているという状況だったのですけれども、今年度に入りそのうち2基が水漏れを起こしまして、1基だけで営業している状態です。その1基が常に制御がきかなくなり、回りっ放しの状態で20トンの井水のタンクから常に送りっ放しになり、タンクがからになり、またそこに水を送り込まれエアハンマー現象を起こして、そのポンプも壊れてしまったということで、今現在は水漏れを起こしている2基を強制的に回して対応している最中でございます。8月7日に追加補正ということをしていただきましたので、同日中に業者に発注しまして、9月26日に今現在は工事をする予定でございます。今現在2基の水漏れを起こしているポンプを動かしているのですけれども、特に水漏れが大きくなっていくということもないものですから、なるべく早く応急処置のポンプの運転をやめて、3基の交換を1日で行う予定でございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明で村民の方というか、利用者の方には迷惑かからなかったということに理解してよろしいですね。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 ポンプ壊れた時点で1日臨時休館しておりますので、迷惑をかけてはいると思いますけれども、それで2基の水漏れしているポンプを強制的に動かして、それ以降は不便をかけておりません。ただ、今度交換工事する場合、臨時閉館をしなければならぬと。月曜日にできればよかったのですけれども、業者さんと配管工の都合がありまして、なかなかその日にできることではないもので、今回は26日の木曜日を閉館して、1日で修理を完了させる予定でございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 ここで答弁調整のため暫時休憩いたしまして、今の質問の回答のほうを聞きたいと思っております。

午前10時34分 休憩

午前10時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 最初に故障が発生したのは7月29日の夜間になります。このときに井水ポンプが動き放しになって、井水のタンクが空になって送られなくて、シャワーが使えないという状況に一時的になりました。その後、2基のポンプをさらに回して水をためて対応したということでございますが、1晩ためて、また20トンタンクが次の日の朝全部、そのポンプが回り放しなものですから、全部抜けてまた使えなくなったという状況でございます。それ以降、その1基のポンプをとめて、水漏れを起こしているポンプ2台を強制的に動かして今現在対応して使えるようにしているという状況でございます。

以上です。

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第47号

○議 長 日程第9、議案第47号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。更別村教育委員会委員に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を得ようとする方は、更別村字更別南4線76番地9にお住まいの寺井麻利子様、昭和43年3月22日生まれ、50歳であります。

本村の教育委員を歴任されました梶浦加代子様が今年度9月30日をもって退任することになりました。梶浦様には、4期12年にわたり本村の教育振興に絶大なるご尽力をいただ

きまして、この場をおかりして心から感謝とお礼を申し上げるところであります。今お話をさせていただきましたように、後任には寺井麻利子様を推薦したいと存じます。

寺井様は、6年生、4年生のお子様が一更別小学校に通われており、学校行事のみならず、少年団活動や社会教育事業などにも積極的にかかわりを持ち、本村の教育行政の推進に多大な貢献をされてきた方でもあります。また、更別村出身で地域からの信頼も厚く、本村の教育振興に対する考え方も熱意も持ち合わせ、今年度より導入されましたコミュニティスクールに必要とされる家庭、地域、学校の理解と協力を形成していくための適任者としてふさわしい方であると考えますことから、このたび議会提案をさせていただくものであります。

何とぞご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第48号

○議 長 日程第10、議案第48号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年法律第152号）の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、印鑑登録の抹消に該当するもののうち、氏の変更に
ついては旧氏の変更も含むものとするものであります。

(2)、印鑑登録を受理できないものに、旧氏の一部を組み合わせたもので表していな
いもの及び旧氏以外のものを表しているものを追加するものであります。

(3)として、印鑑登録原票の登録を「磁器ディスク」に変更するものであります。

(4)、その他、法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

続きまして、次ページをお開きいただきたいと思います。次ページは、更別村印鑑の登
録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表によって説明させていただきます。新旧対照表、登録資格、第2条第1項に
つきましては、法律の改正に合わせ登録資格に、下線部ですけれども、「村が備える」の
文言を追加しております。

第5条第2項につきましては、印鑑の登録であります。これについては「テープ」を
「ディスク」に改正をしております。

続きまして、第10条、印鑑登録の抹消の件でありますけれども、第1項第6号についま
しては氏の後「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏(住
民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する
旧氏をいう。以下同じ。)を含む。)」と、通称の後に「(令第30条の16第1項に規定す
る通称をいう。以下同じ。)」の文言を追加しております。

続きまして、次のページをお開きください。第11条、登録できない印鑑の部分でありま
すけれども、第1項第1号につきましては、名の後に「、旧氏」を追加し、通称の後の「(住
民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以
下同じ。)」を削除しまして、氏名の後に「、旧氏」を追加しております。

続きまして、第2号につきましては、氏名の後に「、旧氏」の文言を追加しております。

続きまして、第14条第1項につきましては、「テープ」を「ディスク」に改正してあり
ます。

続きまして、第15条第1項につきましては、「テープ」を「ディスク」に改正している
ところであります。

そして、次のページをお開きください。なお、附則といたしまして、この条例は、令和
元年11月5日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第49号ないし日程第13 議案第51号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第11、議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、日程第12、議案第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件及び日程第13、議案第51号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 それでは、議案第49号から第51号まで一括してご提案をさせていただきます。

議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第7号)の一部改正に伴い、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、関係する条文の整理を行い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難である場合の代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。

(2)、保育所型事業所内保育事業者で、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する場合、連携施設の確保免除。

(3)、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費の一部無償化（食事の提供に要する費用の取扱いの変更）。

(4)、内閣府令の一部改正に伴い、文言等を整理するものであります。

なお、宮永子育て応援課長に補足説明いたさせます。

続きまして、第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）の一部改正に伴い、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、関係する条文の整理を行い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、制度上1号は教育認定子ども、2号は満3歳以上保育認定子ども、また3号は満3歳未満保育認定子どもに文言を整理するものであります。

(2)、教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る保育料を零とすることを明記するものであります。

(3)、満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は市町村民税非課税世帯まで零とすることを明記するものであります。

なお、この件につきましては宮永子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第51号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村保育の必要性の認定に関する条例（平成27年更別村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）の一部改正に伴い、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、関係する条文の整理を行い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、新規に設けられた子育てのための施設等利用給付実施のための文言整理であります。

(2)、保育の必要性の基準に子育てのための施設等利用給付に係る要件を追加するものであります。

(3)といたしまして、保育必要量の認定に関しましては、現行の子どものための教育・

保育給付の認定にのみ必要なことを明記するものであります。

なお、この件に関しまして、宮永子育て応援課長に補足説明いたさせます。

以上、一括提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案につきましての補足説明を申し上げたいと思いますが、その前に今般の幼児教育無償化の概要について説明をさせていただきます。

幼児教育の無償化は、少子高齢化という国難に正面から取り組むために本年10月からの消費税率の引き上げに伴いまして、その財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換することを趣旨としております。本年5月には、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したところでございます。

それでは、まずお手元のほうに配っております議案資料に基づいてご説明をいたします。議案資料の幼児教育・保育の無償化の概要という資料でございます。資料につきまして、3つの表がございます。現行、国、村という形の中で3つに分かれている表がございます。この表は、保育料と延長保育、特別保育、一時保育と食材料費ごとにそれぞれの料金負担について記載しております。

1番目の表は、現行の制度における料金負担、真ん中の表は子ども・子育て支援法の改正に伴う国の制度の改正後の料金負担、一番下の表でございますが、これは国の制度改正にさらに村が単独で取り組む無償化部分を加えて記載しているものでございます。

まず、保育料でございますが、現行は市町村民税額の区分に応じて有償で生活保護世帯等は無償となっております。法改正後の保育料は、3歳から5歳は無償、3歳未満は生活保護世帯に加え、住民税非課税世帯は無償で、それ以外の世帯につきましては市町村民税額の区分に応じまして有償となります。保育料につきましては、国の制度のとおりとなっております。

次に、延長保育、特別保育、一時保育でございます。現行は、全ての子に対する保育料が有償ですけれども、法改正後は3歳から5歳までの延長保育料等につきましては保育認定基準を満たせば基本無償ということになります。下のほうに米印2と書いてありますけれども、米印の2にあるとおり延長保育料、特別保育料は月額1万1,300円までが無償、一時保育料は月額3万7,000円までが無償ということになります。3歳未満は、米印の3にあるとおり、住民税非課税世帯のみ月額4万2,000円まで無償となります。それ以外の世帯は有償ということでございます。延長保育、特別保育、一時保育につきましても、国の制度のとおりとなっております。

次に、食材料費ということでございます。現行は3歳から5歳までの保育の必要性のない1号認定につきましては、主食費、副食費ともに実費徴収で、3歳から5歳までの保育の必要とある2号認定につきましては主食費のみ実費徴収で副食費は保育料に含まれるため徴収されないということになってございます。3歳未満の3号認定は、主食費、副食費

ともに保育料に含まれるために徴収されません。法改正後につきましては、3歳から5歳までは主食費、副食費ともに実費徴収が基本ですけれども、米印の4にあるとおり、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降は無償となります。3歳未満は、主食費、副食費ともに保育料に含まれるために徴収されません。食材料費については、この法改正後の国の制度にさらに村が単独で無償化に取り組むものでございます。村が取り組みます部分は副食費でございます、3歳から5歳までは副食費を基本無償とするものでございます。ただし、米印5にあるとおり、上限額を月額4,500円としまして、それを超える部分は保護者の負担ということとなっております。

以上でこちらのほうの幼児教育・保育の無償化の概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これにつきましては、議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について補足説明をさせていただきます。

議案の2の要旨の(1)でございます。特定地域型保育事業者による連携施設の確保が著しく困難である場合の代替保育にかかわる連携施設の確保義務の緩和につきましてでございます。これにつきましては、議案の16枚目をお願いしたいと思います。16枚目に42条の改正がございます。この42条の改正をごらんいただきたいと思います。ここでいう特定地域型保育事業でございますが、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業に対しまず給付の支給対象事業を行うものとして、村長が確認する事業者が行う地域型保育事業でございます。第42条第1項では、特定地域型保育事業を行う事業者は集団保育を体験させるための機会の設定や特定地域型保育事業者に対する相談、助言、その他の保育の内容に関する支援、特定地域型保育事業所の職員の病気休暇等による特定地域型保育を提供することができない場合の代替保育の提供、特定地域型保育の提供の終了に際して引き続き連携施設における教育、保育の提供などのため、連携施設を確保しなければならないこととされてございます。

本条第2項から3項までの改正でございますが、これは代替保育の提供にかかわる連携施設の確保、特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設における教育、保育を提供するための連携施設の確保が著しく困難な場合の取り扱いなど、特定地域型保育事業に関し所要の改正を行っております。現在村内に地域型保育事業がどうなのかということになりますが、こちらのほうの事業者はおりませんので、これら特定地域型保育事業に関する改正規定が適用されることは今のところございません。

続きまして、議案のほうにお戻りいただきまして、要旨の(2)の保育所型事業所内保育事業者の説明になります。児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する場合、連携施設の確保、免除につきましてでございます。これは、先ほどの次の19枚目になります。第

42条第8項の改正をごらんいただきたいと思います。満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、村長が適当と認めるものにつきましては、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。これも村内に事業所内保育事業所がございませんので、今現在は適用されることのない規定となっております。

議案にお戻りいただきまして、要旨の(3)でございます。満3歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費の一部無償化についてでございます。これは、6枚目になります。6枚目をめくっていただきたいと思います。6枚目の第13条の改正をごらんいただきたいと思います。第13条では、特定教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所におきます利用者負担額の受領について規定しております。

次のページの第4項でございますが、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、保護者から受けることができる費用を規定してございます。このうち第3号では、食事の提供に要する費用について規定しておりまして、現行満3歳未満で家庭において保育を受けることが困難な者に対する食事の提供に要する費用を除きまして、満3歳以上で家庭において保育を受けることが困難な者については、主食に限り食事の提供に要する費用の額を受けることができることとしてございます。これは、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園では3歳以上の主食、副食、それとどんぐり保育園では満3歳以上の主食の提供に要する費用を徴収することが可能となっております。これは、改正後更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、あとどんぐり保育園のいずれにしましても満3歳以上の主食の提供に要する費用のみを徴収できることとしまして、満3歳以上の副食に要する費用も無償とするよう改めるものでございます。なお、副食に要する費用を無償とするに当たりまして、上限額を国の上限額と同額の4,500円としまして、4,500円を上回る額は保護者の方からいただくということを別途要綱で規定することとしてございます。

それでは、議案の要旨の(4)の内閣府令の一部改正に伴う文言等の整理について、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改めるなど、所要の改正を行っているところでございます。

附則としまして、この条例の施行日を令和元年10月1日と規定するものでございます。これは、全て10月1日から施行ということになります。

続きまして、議案第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

議案第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきましてでございますが、本条例の改正は幼児教育・保育の無償化によるもので、満3歳以上の子どもにかかわる保育料を無償としまして、満3歳未満の子どもにかかわる保育料はこれまでの生活保護世帯に加え市町村民税非課税世帯を無償とするものでございます。

条例本文をごらんいただきたいと思います。これでいきますと、別表第1を削りまして、

満3歳以上の子どもの保育料を無償とするものでございます。「別表第2」を「別表第1」としまして、表題を「保育料（満3歳未満保育認定子ども）」と改めまして、保育標準時間保育料、保育短時間保育料、いずれも3歳未満児、3歳以上の区分をなくしまして、保育標準時間保育料、保育短時間保育料は現行の3歳未満児の額とするものでございます。

その次、1枚目をめくっていただきたいと思います。第2階層、市町村民税非課税世帯の保育標準時間保育料、保育短時間保育料、いずれもゼロ円に改めるものでございます。

また、次の1枚目でございます。めくっていただきたいと思います。備考としまして、「教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る保育料は零とする。」と加えるものでございます。

「別表第3」を「別表第2」といたしまして、表題中「（1号）」を「（教育認定子ども）」に改めるものでございます。

「別表第4」を「別表第3」としまして、表題中同じく「（2号及び3号）」を「（満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども）」に改めるものでございます。

「別表第5」でございますが、「別表第4」とし、表題に「（満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども）」を加えるというものでございます。

1枚目をめくっていただいて、附則としまして、この条例につきましては、施行日を令和元年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第51号になります。議案第51号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、これにつきまして補足説明申し上げます。

本条例の改正は、幼児教育、保育の無償化の施策としまして、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されたものでございます。村が単独で実施しております延長保育、特別保育及び一時保育が施設等利用給付の対象となることによるもので、施設等利用給付にかかわる保育の必要性の基準、認定について定めるものでございます。施設等利用給付の認定を受けることによりまして、更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例に定める延長保育料、特別保育料及び一時保育料について、満3歳以上は無償、満3歳未満は生活保護世帯、住民税非課税世帯などが無償となるものでございます。これによりまして、国は2分の1、道は4分の1の子育てのための施設等利用給付費負担金を収入するものでございます。

なお、更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例で規定する延長保育料、また特別保育料及び一時保育料を徴収した後は、これらを還付することによりまして無償化とすることから、別途更別村施設等利用料軽減事業助成実施要綱を別に定めるものとして考えてございます。

条例本文をごらんいただきたいと思います。趣旨について規定する第1条中「第20条第1項」の次に「、第30条の5第1項」を加え、「支給認定」を「教育・保育給付認定、施設等利用給付認定」に改めるものでございます。

保育の必要性の基準について規定する第3条第1項中「又は」を読点に改め、「第3号」の次に「、第30条の4第2号又は第3号」を加え、同項第1号中「又は」を読点に改め、「特定地域型保育事業」の次に「者又は特定子ども・子育て支援施設」を加えるものでございます。

保育必要量の認定について規定する第4条中の「村長は、」の次に「法第20条第3項に掲げる」を、「保育必要量」の次に「の認定」を加えるものでございます。

1枚目をめくっていただきまして、附則といたしまして、この条例は、施行日、令和元年10月1日と規定するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第49号、議案第50号及び議案第51号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 議案の資料のほうに料金のこと等載っているのですが、この改正後の副食費、上限4,500円まで無償となっているのですが、通常この4,500円を超えることってあるのでしょうか。大体平均の金額を教えてくださいと思います。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 答弁いたします。

こちらを超えるものはございません。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 あともう一つ確認なのですが、この村の改正後で3号認定のゼロ歳から2歳の子は一部有償の子もいるのですが、これが第2子だった場合は無料になりますよね、村の条例で新しく決まっています。そういったときに、延長保育、特別保育も無償になることはわかっているのですが、一時保育も無償の該当になるのか、その確認をしたいのですが。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 一時保育につきましても該当の対象となります。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 こういうふうに制度がどんどん変わって行って、無償の部分がとっても膨らんで、子育てをする親御世帯にはとてもいい環境なのかなと思うのですが、一方で更別には更別の幼稚園、上更別のこども園、どんぐり保育園とあって、ゼロ歳から2歳、3号認定ですね、ここで預かれるのはどんぐり保育園と上更別のこども園ということになっているのですが、今どんぐり保育園ではこれ以上子どもがふえると待機児童が出てくるといことも聞いているのですが、このような無償化が進めば、第2

子、第3子も無料になっていくので、おのずとこの3号認定の子どもがふえやすいという環境も出てくると思うのですけれども、その対策は何か考えているのでしょうか。例えばどんぐり保育園で、もう子どもを受け入れられませんかよ、待機児童になりますよとなったときには、更別の子でも上更別のこども園で受け入れる態勢をとっているとか、それに合わせて職員を募集するとか、何か考えはあるのでしょうか。

○議 長 答弁調整をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後11時37分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今のご質問に対しましてご答弁申し上げます。

今後につきまして、いろんな状況とかもあるかと思いますが、今のお話を前向きに捉えまして今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第49号、議案第50号及び議案第51号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第50号 更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第51号 更別村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件を一括して採決いたします。

議案第49号、議案第50号及び議案第51号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、議案第50号及び議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第52号

○議 長 日程第14、議案第52号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 それでは、議案第52号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和。

（2）、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大。

（3）、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間を10年に延長する。

（4）、厚生労働省令の一部改正に伴い、文言等を整理するものであります。

なお、この件につきましては、宮永子育て応援課長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第52号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明させていただきます。

まず、議案の第2の要旨の（1）でございます。代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和につきましては、1枚目をめくっていただきたいと思っております。第6条をごらんいただきたいと思っております。家庭的保育事業者等は、乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の子どもに対して必要な教育または保育の継続的に提供されるよう連携施設を適切に確保しなければならないということとさせていただきます。

1枚目をめくっていただきたいと思っております。本条に第2項から第5項までを加えるということになってございます。代替保育の提供にかかわる連携施設の確保が著しく困難な場合、保育の提供の終了に際しまして、引き続き連携施設における教育・保育を提供することが著しく困難な場合の取り扱いを規定する改正を行うものでございますが、現在村内におきましては家庭的保育事業等を実施する事業者がおりませんので、これらの事業等に関する改正規定が適用されることは今のところございません。

議案に戻りまして、要旨の（2）の家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大についてでございます。3枚目にめくっていただきたいと思っております。第16条第2項の改正をごらんいただきたいと思

ます。家庭的保育事業者等が乳幼児に食事を提供するときは、本来保育事業所内で調理することとされてございますが、本条は食事の提供の特例として搬入施設における調理、搬入を認めております。新たに第4号を加えまして、連携施設等から調理業務を受託している事業者のうち給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するなど、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるものとして村長が適当と認めるものを搬入施設に加えるものでございます。この規定についても家庭的保育事業等を実施する事業者がおりませんので、今のところ村内におきまして適用されることはございません。

また、議案の要旨の(3)でございます。家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間を10年に延長することについてでございますが、これは5枚目をめくっていただきたいと思っております。附則の改正をごらんいただきたいと思っております。附則第2条に第2項を加えまして、施行日以後に家庭的保育事業の許可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過するときまでの間は設備の基準、職員に関する規定の一部につきまして適用しないことができるように定められるものでございます。この規定については、今のところ適用されることはございません。

また、戻りまして、要旨の(4)でございます。厚生労働省令の一部改正に伴いまして、文言等を整理してございます。

附則としまして、この条例の施行日を令和元年10月1日と規定するものでございます。

以上で補足説明を終わりたいと思っております。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第53号

○議 長 日程第15、議案第53号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第53号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成27年更別村条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、成年被後見人又は被保佐人であることを団員の欠格事項とする規定を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表でご説明を申し上げます。欠格条項、第5条第1号を全文削るものであります。

第2号につきましては、下線部の文言、「禁固」という字でありますけれども、この文言を改め、第1号に繰り上げるものであります。

また、第3号につきましては、「免職」を「懲戒免職」に改め、第2号に繰り上げるものであります。

続きまして、分限、第6条第2項第1号につきましては、下線部「第3号」を「第2号」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 今回の議案のとおり、権利の制限にかかわる措置ということで、ある程度欠格条項が変わるということは理解できるのですが、今までここが欠格条項になっていたというのは、やっぱりそれなりの火災が起きたときや危険性を伴うということで理由があったと思うのですが、それが今回外されることによって、もしかこういった外された条項の成年被後見人とかの人が団員になったときに、出動できる内容というもの

は制限されるのでしょうか。

○議 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 お答えします。

現行制度では、入団時健康状態及び適性の判断をし、入団に至っておりますので、入団後心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても、病気休職あるいは分限などの規定が既に整備されているということで、単純に欠格事項を削除するものです。

なお、条例の分限につきましては、第6条に規定されております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第53号 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第54号

○議 長 日程第16、議案第54号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,678万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,748万7,000円とするものであります。

なお、西海副村長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。

まずは、歳出からご説明いたします。13ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で500万円を追加し、補正後の額を6億4,411万4,000円とするものです。説明欄をごらんください。寄付金管理事業は、匿名による500万円のご寄附をいただいたことから、寄付金管理基金積立金を追加しています。

目4地方振興費は1,152万円を追加し、補正後の額を1億8,082万円とするものです。説明欄(1)、企画政策事務経費59万6,000円の追加は、JICA職員の派遣受け入れに伴う負担金を追加するものです。(2)、地方振興関係事業、臨時分905万4,000円の追加は、ホームックニコット更別店の出店に伴い、更別村農業協同組合が行った建物の改修に要した費用の2分の1を更別村農業協同組合に助成するため追加するものです。(3)、宅地分譲事業経費24万8,000円の追加は、上更別オークヴィレッジの供用見込みがなくなった道路用地の一部を隣接地に販売するための用地確定測量委託料です。(4)、ふるさと創生事業は、新たな事業の実施見込みに応じ162万2,000円を追加しています。

14ページをごらんください。目10財政調整基金費は前年度繰越額ルール分を積み増すもので7,108万2,000円を追加し、補正後の額を9,668万円としております。

項2徴税费、目1税務総務費は12万9,000円を追加し、補正後の額を576万9,000円とするもので、十勝市町村税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は38万8,000円を減額し、補正額を686万4,000円とするもので、戸籍住民基本台帳費整備事業の執行残を減額するものです。

項4選挙費、目4村長村議会議員選挙費は130万3,000円を減額し、補正額を240万円とするもので、選挙経費の執行残を減額するものです。

15ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目2福祉の里総合センター費は15万円を追加し、補正後の額を5,954万1,000円とするものです。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、生活支援ハウス拠出のウォシュレットと床修繕等のため15万円を追加しています。

16ページをごらんください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は751万1,000円を追加し、補正後の額を1億4,674万7,000円とするものです。説明欄(1)、児童福祉事業経費は、認可保育所運営事業委託料で入所者の増加分324万7,000円、10月からの国の制度改正に伴う副食費無償化対象者分54万円を追加しています。(2)、出産・入学報償費は、6月末で対象者が確定したことにより執行残を減額しています。(3)、子育て応援施策推進事業経費は、国の副食費無償化の対象にならない子どもたちに対しても村単独で同様に副食費を無償化しようとするもので118万9,000円を追加しています。(4)、児童福祉事業経費、臨時は、幼児教育・保育無償化の制度改正に係るシステム改修費を含む事務的な経費を追

加しています。

次、17ページをごらんください。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は13万5,000円を減額し、補正後の額を385万円とするものです。説明欄(1)、高齢者スポーツ大会経費について、事業終了に伴い執行残を減額するものです。

目2老人保健福祉センター費は80万円を追加し、補正後の額を5,259万1,000円とするものです。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費で浴槽用排水ポンプ修繕のため追加しています。

目3老人福祉推進費は175万1,000円を追加し、補正後の額を7,237万8,000円とするものです。介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金を追加しています。

次、18ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は70万円を追加し、945万5,000円を追加するものです。未熟児療育医療事業として入院費用に対する扶助費を計上しているものでございます。

目3環境衛生費は17万円を追加し、補正後の額を1,914万6,000円とするものです。墓地維持管理経費で上更別墓地の水道補修のため追加しています。

目4診療費は21万4,000円を追加し、補正後の額を1億1,546万6,000円とするものです。国民健康保険特別会計の補正に伴い、繰出金を追加しています。

19ページをごらんください。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費は1億1,333万1,000円を追加し、補正後の額を3億1,097万円とするものです。新規就農者支援事業は、更別村農業担い手育成センター農業研修事業における新規の実践研修者に係る助成金73万3,000円を追加しています。(2)、農業振興補助金等は、畑作構造転換事業助成金で13件の農業者による省力作業機械の導入に対する助成金1億1,259万8,000円を追加しています。

目3農地費は11万2,000円を追加し、補正後の額を1億5,715万7,000円とするものです。説明欄(1)、農地整備行政事務経費で国営土地改良事業新更別地区整備促進期成会提案活動に係る旅費を追加しています。

目4畜産業費は18万6,000円を追加し、補正後の額を2,255万5,000円とするものです。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費として牧場パドックの砂の入れかえ工事終了に伴い執行残を減額しています。

款8土木費、項3住宅費、目4賃貸住宅建設促進費は、目の新設で960万円を追加するものです。説明欄(1)、賃貸住宅建設促進事業で住宅不足の解消を図るため1棟分の賃貸住宅建設費助成金を追加しています。

20ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目2災害対策費は150万円を追加し、補正後の額を323万5,000円とするものです。説明欄(1)、地域防災・国民保護対策事業で北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業市町村防災・減災対策事業推進交付金を財源に発電機4台を購入するための費用を追加しています。

款10教育費、項1教育総務費、目3こども夢推進費は10万円を追加し、補正後の額を60万2,000円とするものです。説明欄(1)、こども夢基金事業で事業実施の見込みに応じて

こども夢基金事業助成金を追加しています。

21ページをごらんください。項2小学校費、目1学校管理費は、財源を振りかえるもので村債の借りかえ金額の変更によるものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は75万4,000円を追加し、補正後の額を6,808万4,000円とするものです。説明欄(1)、幼稚園運営経費は、更別幼稚園における国の副食費、預かり保育事業分の無償化に要する費用等66万9,000円を追加しています。(2)、認定こども園運営経費は、認定こども園上更別幼稚園における国の預かり保育事業分の無償化に要する費用8万5,000円を追加しています。

項6保健体育費、目2体育施設費は100万5,000円を追加し、補正後の額を4,394万8,000円とするものです。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費で燃料単価の高騰による燃料費及び修繕費を追加しています。

22ページをお開きください。目3学校給食費は38万1,000円を追加し、補正後の額を2,752万8,000円とするものです。学校給食センター運営経費で栄養業務管理システムセットアップ委託料15万円を追加しています。(2)、学校給食センター維持管理経費で食器洗浄機、連続炊飯器等修繕費23万1,000円を追加しています。

項7教育諸費、目3財産管理費は110万9,000円を追加し、補正後の額を184万円とするものです。説明欄(1)、教員住宅維持管理経費は、住宅ボイラー交換2件や玄関ドアの交換のための修繕費を追加しています。

款13諸支出金、項2目1過年度過誤納還付金は187万6,000円を追加し、補正後の額を345万円とするものです。国や北海道の交付金や負担金で制度的に前年度以前のものを今年度精算し、支払うものとして追加しています。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをごらんください。款1村税、項1村民税、目1個人は967万6,000円を追加し、補正後の額を2億5,474万2,000円とするものです。賦課額が確定したことにより、徴収見込みにそれを乗じて計上しております。

項2目1固定資産税は1,941万4,000円を追加し、補正後の額を3億2,407万4,000円とするものです。賦課額が確定したことにより、徴収見込み率を乗じて計上しております。

款9項1目1地方特例交付金は97万9,000円を追加し、補正後の額を168万7,000円とするものです。減収補填特例交付金の額確定により追加しております。

目2子ども・子育て支援臨時交付金は391万8,000円を追加し、補正後の額を532万3,000円とするものです。国の制度改正による保育料無償化分、預かり保育事業分、副食費無償化分の道、村負担分を今年度に限り交付金の形で交付するものでございます。

項2減収補填特例交付金、目1自動車税減収補填特例交付金は95万円を追加し、補正後の額を231万8,000円とするものです。交付金の額確定により追加しています。

目2軽自動車税減収補填特例交付金は4万6,000円を追加し、補正後の額を7万2,000円とするものです。交付金の額の確定により追加しています。

9ページをごらんください。款10項1目1地方交付税は816万1,000円を減額し、補正後

の額を19億6,183万9,000円とするものです。普通交付税の交付額確定により減額しております。市町村民税、固定資産税の増により基準財政収入額が増額になったことが主な要因です。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料は22万円を追加し、補正後の額を282万4,000円とするものです。認定こども園上更別幼稚園における一時保育の実施に伴う追加です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は258万5,000円を追加し、補正後の額を1億1,409万8,000円とするものです。子どものための教育・保育給付費負担金は、認可保育所への3歳児未満の入園がふえたこと、また国の制度改正による副食費無償化分の国負担分として161万円を追加しています。子育てのための施設等利用給付費負担金は、更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園の預かり保育事業費の2分の1が国から補助されるもので21万3,000円を追加しています。次、低所得者保険料軽減負担金は、消費税率引き上げ分を財源とした低所得者の第1号保険料軽減強化に伴う追加です。

目2衛生費国庫負担金は35万円を追加し、補正後の額を46万8,000円とするものでございます。未熟児養育事業に係る国の負担分でございます。

10ページをお開きください。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は161万6,000円を追加し、補正後の額を6,933万9,000円とするものです。マイナンバーカードの発行等を行う地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームの磁気システム構築に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加しています。

目2民生費国庫補助金は299万6,000円を追加し、補正後の額を2,295万1,000円とするものです。子ども・子育て支援交付金で認定こども園上更別幼稚園における一時保育の実施に伴う追加及び利用者支援事業に伴う保健師の配置に伴う追加です。

款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は38万1,000円を追加し、補正後の額を6,170万円とするものです。低所得者保険料軽減負担金で消費税率引き上げ分を財源とした低所得者の第1号保険料軽減強化に伴う追加です。

目2衛生費道負担金は17万5,000円を追加し、補正後の額を23万4,000円とするものです。未熟児養育事業に係る道の負担分でございます。

項2道負担金、目2民生費道補助金は687万6,000円を追加し、補正後の額を2,809万7,000円とするものです。子ども・子育て支援交付金で認定こども園上更別幼稚園における一時保育の実施に伴う追加及び利用者支援事業に伴う保健師の配置に伴い追加しています。子ども・子育て支援事業費補助金は、幼児教育・保育無償化の制度改正に係るシステム改修等に対する補助金を追加しています。

目4農林水産業費道補助金は1億1,259万8,000円を追加し、補正後の額を2億7,362万4,000円とするものです。畑作構造転換事業補助金で事業費と同額を追加しています。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は39万円を追加し、補正後の額を218万円とするものです。更別村森林組合の出資金に対する配当金が確定したことによる

追加です。

11ページをお開きください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は123万7,000円を追加し、補正後の額を1,131万8,000円とするものです。オークヴィレッジ内の道路用地の一部の売却収入及び哺育育成牛預託施設増設用地売払収入を追加しています。

款17項1目1寄附金は500万円を追加し、補正後の額を1,536万円とするものです。匿名による500万円のご寄附をいただいたことから追加しています。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は7,930万6,000円を減額し、補正後の額を1億6,211万6,000円とするものです。前年度繰越金の確定に伴い、財源不足を補うための繰入金を減額しています。

目2ふるさと創生事業基金繰入金は162万2,000円を追加し、補正後の額を1,662万2,000円とするものです。ふるさと創生事業助成金の財源とするため追加しています。

目7こども夢基金繰入金は10万円を追加し、補正後の額を60万円とするものです。こども夢基金事業助成金の財源とするため追加しています。

12ページをお開きください。款19項1目1繰越金は1億4,216万3,000円を追加し、補正後の額を1億9,216万3,000円とするものです。決算に伴い、前年度繰越金の額が確定したことにより追加しています。

款20諸収入、項5目5雑入は242万5,000円を追加し、補正後の額を3,002万5,000円とするものです。事業分量配当金は、更別森林組合が実施した森林整備事業と原木、立木取扱高に対する配当金が確定したことから107万1,000円を、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業市町村防災・減災対策事業推進交付金の交付決定を受けたことから135万4,000円を追加しています。

目6過年度収入は63万1,000円を追加し、補正後の額を63万2,000円とするものです。国や北海道の交付金や負担金で制度的に前年度以前のを本年度精算し、収入するものについて追加しています。

款21項1村債、目1教育・福祉施設等整備事業債は、当初予算で学校施設アスベスト対策改修事業の財源として計上しておりましたが、起債メニューを目4一般単独事業債に変更し、予算額を1,710万円全額を減額するものです。

目3臨時財政対策債は659万8,000円を減額し、補正後の額を8,388万8,000円とするものです。額の確定により減額しています。

目4一般単独事業債は、目の新設で学校施設アスベスト対策改修事業の財源として2,160万円を追加しています。

以上で歳入歳出予算の補正について説明を終わります。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。5ページをお開きください。学校教育施設等整備事業債は、補正前の限度額1,710万円を補正後ゼロ円とするものです。臨時財政対策債は、補正前の限度額9,048万6,000円を補正後8,388万8,000円とするものです。一般単独事業債は、補正前に起こすこととされていませんでしたが、補正後限度額を2,160万円

に。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 ただいま説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 補正の13ページの関係で確認をさせてください。

地方振興費の中で企画政策事務経費ということで、今般 J I C A の職員派遣の事業負担
ということの金額59万6,000円ということで補正をしておりますけれども、その内容につい
て詳細について説明をお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 こちらにつきましては、独立行政法人国際協力機構 J I C A と村との共
同事業ということで J I C A の職員の方の派遣に伴う経費の負担ということで追加をする
ものでございます。

目的としましては、国内あるいは道内、管内におきまして国際化が進んできているとい
うようなところで外国人の就労者あるいはインバウンドの方が増加してきております。そ
ういった多文化の共生あるいは国際化への対応が必要となってきた中で、村内におい
ても他国との交流体験によりまして海外の文化や考え方、価値観などを認識する必要とい
うものが上がってきているのではないかとというようなところから、今回の派遣職員の受け
入れというような流れになってきたものでございます。そういった事務に携わるとい
うようなことなのですけれども、具体的には今検討しているところでございますが、村の将来
を担う中学生あるいは高校生などが例えば海外への経験を積むために国際交流の機会を持
てるような研修事業というようなものを教育委員会でも検討しているということもありま
すので、J I C A との連携を深める中で国際化に資する施策の検討あるいは J I C A 事業
の研修、補助制度の活用といったことの事務を担っていただくというようなことで想定を
しております。

なお、勤務条件としましては、基本的には1年間の中で考えていておりますけれども、
予算につきましては10月から3月までの期間、月に3日程度ということで J I C A の帯広
の職員が本村に通勤する形ということで村の事務事業を担っていくというようなことで計
画しているものでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、今9月の定例会ですけれども、その
ような実態を踏まえてということになれば、当然それは当初予算に入るべき案件であって、
今緊急的といいますか、9月の定例会に補正としてかけるということ自体が、今の説明を
受ければ受けるほど不信感を持つという形になります、正直言います。これは、あくま
でも今企画政策の中でのご提案でございますけれども、これは教育関係も絡んだ中の施策

ということに鑑みれば、これは当然当初予算できちっとやっぱり将来性も含めて方向性のある程度決めながら予算措置をするというのが、これが妥当性があることであって、今緊急的にJICAの派遣職員なりなんなり、月に3日なりを呼ばなければならないという部分の緊急性がどうも私には理解できません。もう少し、やはり補正を組むにしても、緊急性だとかそういうものは仕方ない部分はありますけれども、JICAだってもう帯広に来て何十年もたつわけですから、去年、おとし入ってきた団体ではないわけですから、そういうものの協議があるのであれば、やっぱり当初予算としてきちっと組んでもらうべきだし、まして企画政策課一課でそういうものを組むという形でなくて、中学生も派遣するという検討もしているのだったら、それを踏まえた中できちっと計画立案すべきだと思いますのですけれども、その点の考え方、これからはっきり言ってこういうことを正してほしいのです。いつもいつもこういうことばかりやっていたら、結局は途中、途中でJICAが来たからJICAの部分の対応もしたから、ああ、やらなければならない。そういう形ばかりでは、はっきり言って将来展望見えないというか、もう行き当たりばったりの政策しか見えないので、その点の考え方も含めて、少し是正も含めて指摘したいのですけれども、その点についてのご回答をお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご指摘いただいた点でございますけれども、もともとと申しますか、この事業のきっかけとなった部分がJICAの海外研修生等の受け入れを何回か村としてもしている中で、JICAのほうとしましては更別の村づくりといった部分で非常に関心が高まってきた中で昨年夏ごろに当初のお話があったところでございます。内容について、お話しのとおり当初に上げればもちろんよかったところなのですけれども、詳細がなかなか整理するのに時間がかかってきたというようなところがございまして、今回の9月の提案となったというような経過でございます。この事業の組み立てといった部分、将来的な部分も含めて、本来であれば当初にというようなところもあるのですけれども、今回についてはこのような補正での提案ということでさせていただきましたので、ご理解いただければというふうに思っております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 最後ですけれども、今協議の経過も踏まえてということで、事務方としてはいたし方ない対応であったという部分も含めて多少の理解はできますけれども、基本的にここで指摘しているのは、このJICAの派遣の部分についての経費を計上する緊急性がどこにあるかということのご指摘をしているわけです。そこだけきちっと説明してください。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時03分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 JICAのほうからの事業に伴う負担金の内容につきましてですけれども、こちらについては職員の移動に係る経費あるいは公用車での通勤等ありますので、そういった部分がございます、向こうとの協議も10月からということで進めてきたというようなところがございます、今回の提案に至っているところでございます。

また、もう一方では村長の公約の中にもあるのですけれども、中学生の海外研修といった部分で、その相手方をこちらのJICAとも連携しながら協議してまいりたいといったようなところがありまして、今回の提案とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 今の回答では、安村議員の質問につきましてはこの事業自体がどういう緊急性があって、この事業をやるために今来年度から中学校の海外研修始めるのか、そういうことも踏まえて、今でなければだめなのか、来年度のスタートでもいいのではないかと、そういう感じの事業の緊急性があるのかどうかということ。事業自体に緊急性があるのかということの質問なので、回答になっていないので、その辺を明確に回答いただければと思います。

西山村長。

○村 長 大変申しわけありません。

当初JICAさんのほうからもお話がありましたけれども、協議をずっと重ねてきたわけでしたけれども、本来ならば安村議員さんおっしゃるとおり当初の予算にしっかり計上すべきであるというふうに思っていますし、今後そのように考えていきたいというようなことを思っております。

ただ、今回は10月1日から派遣してもらうということで、中身について緊急性といいますか、中学生の海外研修について今教育委員会含めて検討しておりますけれども、JICAが持っているさまざまなノウハウとか、その部分をしっかりと活用しながら、何とか早急に事業を確立して皆様方にご提案をしていきたいというところについては、私としては緊急性があるというふうに思っておりますので、早くからこの事業を立ち上げてしっかりと検討してまいりたい。さらには、当初ご回答申し上げましたように、外国人の方の就労とか、あるいは毎年、ことしは留学生も来ましたけれども、さまざまな方たちが本村を訪れております。もちろん観光にも訪れておりますけれども、その部分を含めてJICAさんのノウハウと、またJICAさんがうちの村づくりについてもこれを研修したいということでもありましたので、総合的にマッチをするということでしっかりとこの事業を展開していきたい。その点で速やかに、ちょっと時期的には遅くなりましたけれども、今回の補正として上げさせていただきました。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 16ページの款3民生費、説明欄(3)の子育て応援施策推進事業経費118万9,000円なのですけれども、これ村が単独で行う給食費の負担ということなのですけれども、詳細をもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 国の副食費の対象にならない部分につきまして単独で見るとということなのですけれども、それぞれのおやつ代だとか、そういう相当額の部分だとかを含めまして、そちらのほうの部分を入れているところでございます。

以上でございます。

○議 長 説明はそれだけ。もうちょっと細かく説明できるのでないか。

(「答弁調整させてください」の声あり)

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 更幼分で6名分ということで70万2,000円、あと上幼7名分で18万9,000円、あとどんぐり保育園さんで11名分で29万7,000円ということでこちらのほうを見させてもらってございます。

以上でございます。

○議 長 もう一度。

○子育て応援課長 更別幼稚園分で6名分、70万2,000円、上更別幼稚園7名分で18万9,000円、どんぐり保育園11名分で29万7,000円ということでこちらのほうの補正予算を見させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 確認させてほしいのですけれども、今説明欄(3)の部分でお答えいただいていると思うのです。同じページの説明欄(1)の児童福祉事業経費、このところで副食費分で54万円含んでいると先ほど説明いただいているのですけれども、そのほか村が単独で行う負担というのはどの部分に当てはめた、副食費の部分なのか、そこ以外のところなのか。もしくは、先にお金を保護者からいただいた分を還付して支払う分の考えなのか、その辺の整理がつかないのですけれども、説明いただけますでしょうか。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 村のほうで単独で行います部分でございます。

以上でございます。

○議 長 質問の……

○子育て応援課長 副食費分ということでございます。

○議 長 もう一回再質問してください。

○5番太田議員 副食費の部分は、説明欄(1)の児童福祉事業経費で54万円がここに含んでいると思うのです。私が質問したのは、(3)のところも副食費に含むのであれば、どういった部分で使われている。例えば上限が4,500円までとなっていますけれども、ここは超える分のことをいっているのか。でも、先ほど違う案件のときには上限ここ出ることはないとおっしゃっていましたよね。4,500円以上になる人は該当しないという答えの中で、ではこの(3)の副食費の部分はどこの副食費に当たって、この(1)の副食費と何が違うのかということなのです。いかがでしょうか。

○議 長 答弁調整のため2時半まで暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変申しわけございません。

まず、児童福祉費の事務経費にかかわる54万円につきましては、どんぐり保育園の副食費にかかわる国のルール分でございます。また、子育て応援施策の推進事務経費につきましては、保育園、認定こども園、幼稚園の副食費に対する村独自の負担分ということになります。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 聞いたかもしれないのですがけれども、13ページのふるさと創生事業、先ほどの説明の中で新たな事業の取り組みと聞こえたような気がするのですがけれども、新たな事業というのは恐らく聞いていると思うのですがけれども、私忘れてしまったので、その辺の説明をお願いします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回のふるさと創生事業の追加分につきましては、新たな事業ということではございません。当初予算1,500万円に対しまして、申し込みに応じて審査させていただいて、その上で助成というような形をとっております。今現在3件が認定されていて、今4件目の方が8月末に申請されてきたと。その方の申請に係る助成相当を見込んで追加させていただいたというものでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 いろいろ行き違いがあつて済みませんでした。

どのような事業を申請しているのか、もしここで答えていただけるのなら、それをお願いいたします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回追加分に係ります申請の内容につきましては、村内で車両整備工事を行っている方の既存店舗の改修事業ということでございます。内容につきましては、工場内の老朽化している各設備に追加しまして、新たなものを導入しまして車検の対応ですとか整備の対応ですとか、そういったものをこれまで機械が古い分対応し切れていなかったものを機械の拡充によりましてお客様の対応を広げていくというような計画で申請が上がっているものでございます。

以上です。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 19ページの土木費の中の目4の賃貸住宅建設促進事業であります。まず、聞きたいことは、これは村内に建てた人、誰しもが建てれると思うのです、村内に建てればということで。そうすると、この件に関しての公募していくのか、どんなような形で知らしめていくのかということが1つ。

それから、先ほど説明があつたように、住宅が不足しているというようなことで、緊急を要すると思うのです。緊急を要するといふか、なるべく早く建てていただきたいということで多分やっていくと思うのですけれども、そうなるといつごろ建設といふか、供用開始できるようにしむけていくのかと、その辺について伺いたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの件ですけれども、まず周知方法ということなのですけれども、今回の予算、こちら認めていただければ、村内に対して募集かけますので、防災無線で周知していきたいなというふうに考えております。

次に、建設時期ということなのですけれども、どうしても人の入れかえといふか、入居の関係でいきますと、やっぱり4月に人の動きが多いものですから、こちらとしては3月までに事業を完了していただいて、4月から入居できるような、そのようなタイミングでというふうに考えておりますので、このタイミングが今ぎりぎりの最後のタイミングのかなというように今で今回提案させていただいております。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 防災無線ということはわかるのですけれども、本来考え方の中で地元業者ということになっていくと、そういうことで計らっていると思うのですけれども、そこで視野を狭くすると、なかなかいる人もいなくなる可能性があるものだから、必ずしも防災無線だけでいいのかどうなのかということもやっぱり今後検討すべきでないのかなと私は気しているのですけれども、その辺についてどのように考えているか聞きたいと思いま

す。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 周知方法ということなのですけれども、この事業も昨年とかここ数年は取り組んでいなかったものですから、ご指摘のとおり今のこのタイミングの補正であると、緊急的にはやはり防災無線が一番早く周知できるかなというようなことだったのですけれども、ある程度年度当初から住宅不足だとかを見込んだ中で計上するのであれば、もっと早い段階からいろんな形で周知はできるのかなと思っていますので、当然予算編成時期であれば行政区懇談会だったり行政区長会議だったりだとか、また広報紙だとか、いろいろな場面だと思っていますので、狭い中でというよりは広く当然募集して取り組んでいただきたいというのが趣旨になっていますので、そのような考えで取り組みたいと思っています。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 13ページ目1の一般管理費の中の寄付金の考え方があります。今回行政報告で匿名ということで名前だとかというのは公表できないと思うのですけれども、今ふるさと納税というのが皆さんもご承知かと思うのですけれども、昨年度の十勝管内の状況出ました。その結果によりますと、更別は下から2番目だったというようなことで、私いつも言っているのですけれども、1,000万円ぐらいが大体うちは定着しているような状況であります。この件に関して、ふるさと納税として取り扱いすることができるのかどうかということがまず1点。

それから、2点目としては、ふるさと納税のときに言っていますけれども、当然寄附される方というのは更別に思いを寄せていただいて、このようなことで使ってくださいと多分言っていると思うのです。ふるさと納税も私は同じだと思っています。そのお金をこういう事業に使わせていただきたい、だからこうなのだよというようなことで、今歳入歳出とも積立金で積んでいますけれども、積み立てはいいのです、やり方ですから。だけれども、寄附された人の気持ちを考えると、あなたの寄附されたご厚意はこのような形で使われましたよというような感じで、そういうような考え方になっていけないのかなと私は思っているのですけれども、その辺どういうふうに考えているのか聞きたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 まず初め、1つ目のご質問ですけれども、ふるさと納税として取り扱えるのかどうかという点なのですけれども、今回のご寄附は、いわゆる返礼品の贈呈を目的とした寄附者が寄附するという、いわゆるふるさと納税ではありませんけれども、今村でいただいている寄附金というのは全て寄付金管理基金に積み立てて、翌年度に寄附者の方が希望する使途の事業の財源に充てるということで、寄附者の方のご希望に沿った形で寄附金のほうは使わせていただいているということになっております。

2つ目のご質問なのですけれども、どのように使われたのかということをお知らせする方法であれば、寄附申し込みされたときに寄附者の方のご希望を寄附

申込書に書かれて寄附していただくので、そのご希望に沿った事業に財源として寄付金管理基金から繰り入れて事業の財源に充てるといふ。具体的にこういう事業の財源に充てましたという、そういうお知らせはしていないのですけれども、そういうご希望があるのであれば検討は必要なのかもしれないなというふうには考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第55号

○議 長 日程第17、議案第55号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,695万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,079万2,000円とし、診療施設勘定の総額に歳入歳出それぞれ21万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,103万9,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。8ページをお開きください。款1総務費におきまして21万2,000円を減額しまして、補正後の額を730万2,000円とするものであります。

項2徴税费、目1賦課徴収費で21万2,000円の減であります。節19負担金補助及び交付金、説明欄にまいりまして(1)、賦課徴収事務経費におきまして十勝市町村税滞納整理機構負担金について、滞納整理機構に引き継ぐ一般会計の住民税等と国保税の金額を案分して予

算を計上しておりますけれども、国保税の引き継ぎ金額が減少したため減額するものであります。

続きまして、款3国民健康保険事業費納付金におきまして20万1,000円を減額し、補正後の額を2億280万6,000円とするものであります。

項1医療給付費、目2退職被保険者医療給付費で15万8,000円の減、説明欄にまいりまして(1)、退職被保険者医療給付費納付金の15万8,000円の減額ですけれども、制度の改正により新たな被保険者の発生がなく、被保険者数がゼロ人となったため退職被保険者の医療給付費分を全額減額するものであります。

項2後期高齢者支援金等、目2退職被保険者後期高齢者支援金等で4万3,000円の減、説明欄(1)、退職被保険者後期支援納付金の4万3,000円の減額も同様の理由で全額減額するものであります。

続きまして、9ページをお開きください。款6基金積立金で1,736万6,000円を追加し、補正後の額を1,739万6,000円とするものであります。

項1基金積立金、目1基金積立金で1,736万6,000円の増、前年度繰越金の確定により1,736万6,000円を追加し、補正後の額1,739万6,000円とするものであります。財政調整基金積立金で前年度の繰越金の確定により積み増しするものであります。

続きまして、歳入にまいります。7ページをお開きください。款6繰越金につきまして1,695万3,000円を追加し、補正後の額を1,705万3,000円とするものであります。平成30年度の収支の確定によりまして繰越金を増額するものであります。昨年度は国保の都道府県の単位化に伴い激変緩和措置等のため道より特別交付金が交付されておりますが、予算額より1,330万円以上多く交付されたため金額が大きくなっていることによるものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明をさせていただきます。初めに、歳出から説明をさせていただきます。13ページをお開きください。款1総務費で21万4,000円を増額し、補正後の予算額を2億4,528万5,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で21万4,000円の増であります。説明欄(1)、診療施設維持管理経費、節11需用費、国保診療所修繕費において21万4,000円の増であります。診療所リハビリ室に設けている小上がり部分につきまして、結露によるカビが発生し、畳が腐食したことにより修繕を行ったことによる増額であります。

続きまして、歳入にまいります。12ページをお開きください。款5繰入金で21万4,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,711万8,000円とするものであります。項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で21万4,000円の増であります。診療所会計の収支の均等を保つよう一般病床分で12万8,000円、救急病床分で5万5,000円、その他運営補てん分で3万1,000円をそれぞれの額を調整していることによるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 9ページの基金積立金のことで聞きたいのですけれども、ことしの3月末の基金の状況は7,900万円、約8,000万円ぐらいあったと思うのです。これを積み立てると、1億円には到達しませんけれども、その弱になるというようなことで、それはそれでよろしいのですけれども、この基金積立金というのの考え方、大体更別の規模からいってどのくらいが基金積み立て額として考えているのか。このぐらいだったらこうだよ、このまま天井なしに、例えば余ったからすぐ積み立てするのだということでは私はだめだと思うのですけれども、その辺どういうふうに考えているのか聞きたいと思います。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基金の考え方ですけれども、今までですと医療給付費の現年分の75%程度を目安に積むという形がありました。今医療給付費の部分は、医療納付金という形で道に納めていますので、2億円以上の額を納めているということで、それから考えると1億5,000万円という考えになるのですけれども、私たちのほうとしましてもその分については保険税を集めていかなければならないという形がありますので、青天井まで基金を積むという考えはございません。できれば令和6年度に都道府県単位化で保険税が統一化されるということで国のほうから指針が出されておりますので、そのときにその額に合わせてまいりますと、更別村の場合、前回もご説明しましたけれども、3割以上国保税が上がってしまうという形になりますので、そっちの激変緩和の財源としては使っていきたいなというふうに考えております。先ほど申しましたとおり、医療給付費の75%の1億5,000万円までは積まなくてもいいように税率等を6月議会、これからも設定して道からの支出金等とあわせて計算してやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第56号

○議長 日程第18、議案第56号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第56号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,320万9,000円とするものであります。

内容の説明でありますけれども、歳出から申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費におきまして78万4,000円を追加し、補正後の額を641万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で78万4,000円の増であります。内容であります。説明欄(1)、総務一般事務経費におきまして、節19負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金でありまして、消費税の増税によります介護報酬改定に伴うシステム改修費を追加するものであります。

続きまして、款4基金積立金におきまして183万4,000円を追加し、補正後の予算額を186万6,000円とするものであります。

項1基金積立金、目1基金積立金で183万4,000円の増であります。内容につきましては、説明欄(1)、事業基金積立金におきまして昨年度の介護給付費等におきまして本年度において精算交付が発生した分を積み増したものであります。

続きまして、款5諸支出金におきまして133万9,000円を追加し、補正後の額を134万円とするものであります。

8ページをお開きください。項1過年度過誤納還付金について133万9,000円の増額であります。説明欄(1)、過年度過誤納還付金につきましては、平成30年度において国庫、道費の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金が過大に交付されたことにより還付が発生したことによるものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1介護保険料におきまして152万5,000円を減額し、補正後の予算額を6,357万6,000円とするものであります。

項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料におきまして152万5,000円の減であります。内容であります。説明欄にまいりまして、低所得者の保険料軽減措置が強化されたため減額をするものであります。

続きまして、款3国庫支出金におきまして55万8,000円を追加し、補正後の予算額を9,018万円とするものであります。

項2 国庫補助金、目5 事業費補助金において55万8,000円の減額であります。内容につきましてですけれども、説明欄にまいりまして、介護保険システムの改修費が措置されたことにより追加するものであります。

続きまして、款4 支払基金交付金におきまして10万7,000円を追加し、補正後の予算額を8,389万3,000円とするものであります。

項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金で5万8,000円の増、目2 地域支援事業交付金で4万9,000円の増であります。説明欄にまいりまして、精算の結果、過年度分が追加交付されるものであります。

続きまして、6ページをお開きください。款7 繰入金につきましては175万1,000円を追加し、補正後の予算額を7,350万4,000円とするものであります。

項1 一般会計繰入金、目4 低所得者保険料軽減繰入金において、10月から消費税増に伴い低所得者の保険料軽減額が拡大されたことに伴いまして、一般会計で国庫支出金で76万2,000円、道支出金で38万1,000円に村負担分の38万2,000円の計152万5,000円を加えて繰り入れるものであります。

目5 その他一般会計繰入金におきましては、介護保険システム改修負担金の増額に伴い22万6,000円の繰入金の追加を行うものであります。これは、事務費繰入金となっております。

款8 繰越金におきましては306万6,000円を追加し、補正後の予算額を306万7,000円とするものであります。内容でありますけれども、繰越金額の確定により予算を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後3時10分まで休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 認定第1号ないし日程第24 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第19、認定第1号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第24、認定第6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 認定第1号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調等を提出しているところであります。

平成30年度は、第6期更別村総合計画の初年度となり、各分野、領域における施策の確実な実行、K P I等の目標達成に向けて全力を傾注してきたところであります。引き続き可能な限りの財源、財政措置を行い、健全な財政運営に努めながら、山積する村政の課題解決に心がけてきたところであります。昨年度は、6、7月の低温、長雨の天候不順もありましたが、農業粗生産額は生産者の皆様の高い生産技術と営農努力により史上第2となる結果となりました。改めて更別村農業の底力に敬服するとともに、心より敬意を表するものであります。引き続き農業の根幹をなす土づくりやかん排事業など、基盤整備事業を計画的に着実に実施していく所存であります。このような内外情勢の中、総じて基幹産業である農業振興、商工業振興、医療、福祉、介護、教育、子育て支援、地方創生にかかわる各種施策も確実に前進をしているところであります。改めまして議会の皆様を初め村民の皆様方の多大なご理解とご協力に心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

各会計の決算状況につきましては、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますけれども、説明につきましては資料として提出しました各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきます。ご用意のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、平成30年度各会計決算資料の1ページをお開きください。1ページは各会計決算状況の一覧であります。各会計の決算額等につきましては、この後会計ごとにご説明を申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。各会計とも歳入確保が

なされた上に、総体的に健全財政が保たれたものと考えているところであります。

次に、2ページをお願いいたします。2ページは一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては48億8,326万4,000円、歳出にありましては46億8,844万5,000円、歳入歳出差引額につきましては1億9,481万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源は265万6,000円、実質収支であります。1億9,216万3,000円。前年度実質収支が1億5,362万2,000円でしたので、単年度収支は計算上3,854万1,000円の増となっております。財政調整基金の積み立てにつきましては7,829万3,000円を積み立てたところでありまして、8,065万6,000円取り崩しております。また、実質単年度収支につきましては3,617万8,000円の増となったところであります。

続きまして、3ページをお願いします。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げます。1の村税に関しましては前年度比8.1%の増となりました。農業所得等で個人の住民税が大きく伸びています。村財政の柱となる9の地方交付税につきましては、前年度比0.6%増となっておりますけれども、特別交付税の対象となる事業を多く実施したことにより約2,000万円ふえたことや普通交付税における公債費の償還に係る交付分が伸びたことによる増額であります。普通交付税の通常分だけでは実質4,000万円程度減額された計算というふうになっております。使用料及び手数料につきましては25.4%と大きく減少しておりますが、これは営農用水使用料を法適用の簡易水道事業特別会計に移管したことが主な要因であります。また、村債が大きく減額されているのは、平成30年度は特別な大型事業を行わなかったことによります。全体としては財源の確保が厳しい状況の中ではありますけれども、でき得る限り有利な財源を確保するように努めてまいりました。

続きまして、4ページにまいります。歳出でありますけれども、主なもののみ申し上げます。2の総務費におきましては、前年度より1億1,740万円の減額となっております。熱中小学校関連の大規模な繰り越し事業が終了したことが主な要因であります。3の民生費につきましては、前年度より5,290万7,000円の減額となっております。社会福祉センター改修事業の終了と国民健康保険を都道府県が運営することになったため法定外の繰り入れをやめたことが主な要因であります。4の衛生費につきましては、2,647万4,000円の増額となっております。歯科診療所改修事業を2,588万円で行ったことが大きな要因です。5の労働費につきましては、217万3,000円の減となっております。地元雇用促進事業助成金の対象者の減少が要因であります。6の農林水産業費につきましては3億1,622万8,000円の減額となっております。畑作転換事業助成金、道営事業負担金、明渠排水業務経費等で大きく増額しておりますが、営農用水費が法適用の簡易水道特別会計に移管したことと保育育成牛預託施設への建設助成が終わったことにより合計4億8,900万円、前年より減額されたことから、全体としては大きな減額となっております。7の商工費につきましては6,070万円の減額であります。カントリーパーク改修の大部分が終了したことが大きな要因であります。引き続き商工業活性化事業や観光物産総合振興事業として観

光商工業振興のため各種助成金や特産品の販売促進を図ってまいりました。8の土木費につきましては、5,019万2,000円の増額であります。曙団地公営住宅の建てかえが主な要因であります。9の消防費につきましては3,613万9,000円の減額であります。高規格救急車の整備が終わったことが主な要因であります。10の教育費ですが、2億5,595万4,000円の減額でありまして、認定こども園園舎等改築事業が終了したことが主な要因であります。11の災害復旧費で378万5,000円の減でありまして、災害復旧工事が発生しなかったことが要因であります。12の公債費は5,490万6,000円の増であります。平成29年度に大型事業を行い、例年より多額の起債借入れを行ったものの償還が始まったため増額をしております。13の諸支出金は208万4,000円の減でありまして、制度的に前年度以前のものを精算する国庫支出金等の支払いが減少したためであります。

次に、5ページから17ページまでの各種の参考資料につきましては、お目通し、ご参照をお願い申し上げます。

続きまして、飛びまして18ページにまいります。特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定でありますけれども、歳入は5億5,252万6,000円、歳出は5億3,547万2,000円、歳入歳出差し引き1,705万4,000円が実質収支であり、単年度収支は101万円の増、基金の積立金に関しましては484万7,000円、実質単年度収支は585万7,000円の増となったところであります。続いて、診療施設勘定にまいります。歳入が3億1,130万円、歳出が3億1,120万円、歳入歳出差引額につきましては10万円、実質収支も同額であります。単年度収支は1,000円の減、実質単年度収支も同額、1,000円の減となっております。

後期高齢者の特別会計にまいります。歳入歳出につきましては5,709万4,000円、歳出5,705万7,000円、歳入歳出差引額につきましては3万7,000円の増で、実質収支も同額であります。単年度収支は23万8,000円の減、実質単年度収支も同額となっております。

次に、介護保険特別会計にまいります。事業勘定では歳入が3億5,016万1,000円、歳出は3億4,709万3,000円、歳入歳出差引額306万8,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては316万2,000円の減、基金積立金116万2,000円、基金の取り崩し額は22万円、実質単年度収支につきましては222万円の減となっております。サービス事業の勘定にまいります。歳入212万6,000円、歳出208万1,000円、歳入歳出差引額は4万5,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は8万1,000円の減で、実質単年度収支も同額となっております。

次に、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計につきましては、公企業会計に移行したことによりまして形式等が従来より異なっておりますので、後ほど詳しく担当部局よりご説明を申し上げます。

次に、19ページをお開きください。19ページは、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。概要として歳出の保険給付費につきましては、前年度より2.2%の増となっております。依然として本村の1人当たりの医療費は管内、全道でも低いう

ンクを維持しております。前年度比で増減がありますものの、引き続き健全な運営となっているところであります。20ページ、21ページの国保事業の状況につきましては、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、22ページにまいります。国民健康保険特別会計診療施設勘定歳入歳出決算構成表をごらんください。歳出の2の医業費につきましては、対前年度比15.2%の増となっております。3の公債費におきましては、対前年1.2%の減ということになっております。歳入の1、診療収入において入院、外来とも費用額が増加しております。村債は、ナースコールとエコーの更新を行ったことから640万円の皆増となり、4の繰入金につきましては対前年度比8.2%の減、全体として4.2%の増となったところであります。国の医療費抑制策の中で診療所関係の診療報酬算定には引き続き厳しい状況が続いております。本村は、家庭医療学センターとの連携によりまして医療体制の安定化が図られているものと考えております。その他の項目につきましては、ご参照をお願いするものであります。

続きまして、23ページをお願い申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入で7.4%、歳出で7.9%の増加となっております。ほかの点につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、24ページにまいりまして、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。高齢化に伴う施設入所者の増加により保険給付費につきましては増加傾向にあります。これまでも3年に1度保険料を見直し、適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めているところであります。次に、同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表ですが、お目通しをお願いするものであります。25ページの事業の状況につきましては、同じくお目通しをお願いします。

26ページにまいります。財政指数等に関する表であります。標準財政規模であります。27億8,775万3,000円となっております。村が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示す額であります。次の財政力指数3カ年平均であります。0.256ということで0.013ポイントの増となったところであります。公債費比率につきましては11.1ポイントということで、前年度から0.1ポイント増ということになっております。実質公債費比率であります。9.0%ということで1.3%の増。経常収支比率ですが、83.1%で0.4ポイント増加しております。公債費関連の率も経常収支比率も低いほうがよろしいのですけれども、増加した理由といたしましては、歳入では実質的な普通交付税額が減少したことにより一般財源が減少したことや、歳出においては公債費償還額の増加が主な要因であります。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰越分につきましては8.6%、合計で98.9%となったところであります。前年より0.1ポイント上がっております。固定資産税、軽自動車税の現年課税分につきましては4年連続徴収率100%となっております。

27ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に、決算書でございますが、198ページから財産に関する調書があります。これにつき

ましてもお目通しをお願い申し上げます。

その他各提出資料につきましても、お目通しとご参照をいただきたいというふうに思います。

以上、ご説明を申し上げます。認定方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 お諮りいたします。

認定第1号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計診療施設勘定及び他の特別会計は歳出、歳入の順に一括で補足の説明を受け、審議を行います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

39ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係がありますので、人件費について先にご説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で一般職2名、総務費で特別職2名及び一般職60名、農林水産業費で一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職9名に係る人件費を支出しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で一般職11名、介護保険事業特別会計事業勘定で一般職1名、簡易水道事業特別会計で一般職2名、公共下水道事業特別会計で一般職1名に係る人件費を支出しております。全会計で特別職3名、一般職88名、合計91名分の人件費を支出しております。職員の異動状況は、平成29年度で一般職1名が退職し、平成30年度に一般職1名を採用しております。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億4,049万719円、前年度比較で1,406万2,984円、1.94%の増となっております。給料で474万4,378円、1.38%の増となっております。昇給、昇格に伴う異動で600万5,100円の増、給料表の改正による異動で67万

2,600円の増、平成28年の改正条例附則第3項による支給で118万3,455円の減、その他の異動で74万9,867円の減となっております。職員手当等では592万7,141円、2.92%の増となっており、期末手当で202万9,552円の増、勤勉手当で306万8,483円の増が主な増加の要因となっております。期末手当は、昇給、昇格、給料表の改正による期末手当基礎額の増などによるものでございます。勤勉手当は、主に勤勉手当基礎額に乗じる割合が改正されたことにより増加となっております。共済費は382万8,810円の増となっております。昇給、昇格、給料表の改正に伴う標準報酬月額、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金で43万7,345円の減となっており、退職手当組合の一般職に係る普通負担金負担率が1,000分の165から1,000分の160に変更になったことによるものでございます。

これより予算科目単位で特徴的な経費など特に説明が必要と思われる事項を中心に各課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議会費について補足説明をさせていただきます。39ページ、40ページをお開きください。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、予算現額5,183万2,000円、支出済額5,169万9,335円、不用額13万2,665円で、支出済額の前年度比較は255万9,199円の増となっております。これは、議会中継整備事業において議会中継用備品を購入したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、議員報酬等は、議会議員の報酬、手当等の経費で、不用額は980円となっております。(2)、議会運営経費は、議会議員の旅費、費用弁償、議会広報の印刷製本費、議事録作成業務委託料が主なもので、不用額は9万6,568円となっております。(3)、職員等人件費は、議会事務局職員2名の給料、職員手当等の経費で、不用額は3万4,557円となっております。(4)、議会中継整備事業は、議会中継に伴う工事請負費、備品購入費で、不用額は560円となっております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 次に、39ページ、款2 総務費に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、総務費について補足説明をさせていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、予算現額10億5,897万3,000円、支出済額10億5,103万5,558円、不用額793万7,442円の決算となっております。

目1 一般管理費は、支出済額6億2,635万913円で、不用額は591万1,087円となっております。支出済額の前年度比較は1,547万7,899円の増で、前年度において庁舎の外壁塗装、屋上防水、階段手すり設置を行ったことにより庁舎改修事業が2,138万4,000円の減となりましたが、職員の科目間異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増、寄付金管理基金を設

置し、寄附金を一括して積み立てたことによる積立金の増により増額となっております。備考欄をごらんください。(1)、総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、使用料等審議会等の委員報酬、旅費、費用弁償の経費で、不用額は2,940円となっております。

41ページ、42ページをお開きください。備考欄(2)、功労者等表彰事業経費は、村功労者表彰に係る記念品、表彰式のしおりの印刷に要する経費で、不用額は880円となっております。(3)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎の燃料費、光熱水費、警備業務、清掃業務の委託料が主なもので、不用額は105万7,208円となっております。(4)、総務管理一般事務経費は、郵便料、複写機使用料などが主なもので、不用額は96万7,031円となっております。

(5)、契約事務経費は、会議出席に係る旅費、消耗品費で、不用額は7,460円となっております。(6)、情報処理管理事務経費、OA機器管理は、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金が主なもので、不用額は14万3,825円となっております。

43ページ、44ページをお開きください。備考欄(7)、共通物品等調達経費は、事務用消耗品、封筒の印刷に要する経費で、不用額は559円となっております。(8)、出納一般事務経費は、臨時的任用職員の賃金が主なもので、不用額は1万6,375円となっております。(9)、職員研修経費は、職員の研修参加に要する旅費、負担金等で、不用額は9,556円となっております。(10)、職員福利厚生経費は、職員の総合健康診断委託料、メンタルヘルスサポート委託料が主なもので、不用額は17万1,635円となっております。(11)、臨時職員等管理事務経費は、臨時的任用職員に係る社会保険料、労働保険料で、不用額は81万6,972円となっております。(12)、準職員賃金等は、準職員に係る賃金、共済組合負担金等が主なもので、不用額は2万3,382円となっております。(13)、職員等人件費は、村長部局の職員62名の給料、職員手当等の経費で、不用額は127万4,235円となっております。(14)、庁舎改修事業は、役場庁舎の議場音響設備改修工事等に係る工事請負費で、不用額は9万2,200円となっております。

45ページ、46ページをお開きください。(15)、情報処理導入経費は、上更別認定こども園における一般事務用パソコンのネットワーク環境向上と設計制度システムの環境整備を図るため、ノートパソコン、シンククライアントパソコン及び液晶ディスプレイを購入したもので、不用額は10万1,656円となっております。(16)、寄付金管理事業は、寄附採納贈呈品の購入、寄付金管理基金積立金等で、不用額は122万1,539円となっております。(17)、会計年度任用職員制度整備事業は、会計年度任用職員制度整備業務に関する委託料で、不用額はございません。(18)、災害相互応援事業は、平成30年北海道胆振東部地震の被災地に対し災害応援のため派遣した職員の旅費等で、不用額は3,634円となっております。

目2文書広報費は、支出済額739万6,557円で、不用額は4万5,443円となっております。支出済額の前年度比較は24万4,590円の減で、例規更新データ作成委託の業務量が減少したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、文書事務管理経費は、例規更新データ作成委託料、図書追録代、例規システム使用料が主なものとなっております。

目3財産管理費は、支出済額330万5,120円で、不用額は10万9,880円となっております。支出済額の前年度比較は221万5,419円の増となっております。村有地売買契約解除に伴う村有地買い戻しの費用を支出したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、村有住宅等維持管理経費は、村有住宅の修繕費等の経費で、不用額は8万942円となっております。(2)、財産維持管理経費は、村有地の草刈り業務委託料等の経費で、不用額は2万6,474円となっております。(3)、財産取得事業、用地取得は、村有地売買契約解除に伴う村有地買い戻しの費用で、不用額はございません。

47ページ、48ページをお開きください。備考欄(4)財産取得事業、物品取得は、ポスタープリンターの購入費用で、不用額は784円となっております。(5)、村有財産整備事業は、村図作成業務委託料が主なもので、不用額は1,680円となっております。

目4地方振興費は、支出済額1億1,266万1,869円で、不用額は55万8,131円となっております。支出済額の前年度比較は9,995万3,339円の減となっております。前年度において地方創生拠点整備交付金事業において地域創造複合施設整備工事費を支出したことが主な要因でございます。備考欄をごらんください。(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、夢大地さらべつ推進委員会の委員報酬、旅費、費用弁償で、不用額は3万5,780円となっております。(2)、バス待合所維持管理経費は、バス待合所の光熱水費、管理業務委託料が主なもので、不用額は3万4,931円となっております。(3)、定住化促進住宅維持管理経費は、定住化促進住宅の修繕費、災害保険料で、不用額は3,416円となっております。(4)、情報通信基盤施設運営経費は、情報通信基盤施設の災害保険料、システム使用料で、不用額は1,341円となっております。(5)、姉妹提携事業は、東松島市との交流に要する経費で、不用額は6万6,081円となっております。(6)、企画政策事務経費は、企画政策事務に係る旅費、十勝圏複合事務組合等各団体への負担金が主なもので、不用額は5万2,974円となっております。(7)、広報関係経費は、広報さらべつの作成、発行に要する経費で、不用額は10万8,699円となっております。

49ページ、50ページをお開きください。(8)、地域振興財産維持管理経費は、ポケットパーク管理業務委託料、村有地草刈り業務委託料が主なもので、不用額は1万1,533円となっております。(9)、各種要請・施策調査経費は、要請・施策調査に係る旅費、各種施策調査の委託料で、不用額は9万3,200円となっております。(10)、上更別地域活性化対策事業は、上更別地区活性化協議会への助成金で、不用額はございません。(11)、宅地分譲事業経費は、宅地分譲に要する経費及び宅地分譲地の管理に要する経費で、不用額は7万8,205円となっております。(12)、企業振興促進事業は、企業振興促進条例に基づく補助金で、不用額は3,400円となっております。(13)、NPO法人支援事業は、特定非営利活動法人どんぐり村サラリに対する活動事業補助金で、不用額はございません。(14)、広報作成機器更新事業は、広報編集用パソコンの更新に要する経費で、不用額は908円となっております。(15)、ふるさと創生事業は、ふるさと創生基金事業助成金交付要綱に基づく6件の事業に対する助成金で、不用額はございません。(16)、ふるさと創生事業基金積立金は、

運用益金である預金利子及び前年度における寄附金分等の積み立てで、不用額は1,727円となっております。(17)、生活交通路線維持対策事業は、十勝バス株式会社に対する地域間幹線系統路線維持費補助金で、不用額はございません。(18)、地方創生推進交付金事業は、総合アドバイザー委託料、コンサルティング業務委託料、地域創造センター整備工事費、熱中小学校事業助成金で、不用額は1万2,646円となっております。

51ページ、52ページをお開きください。(19)、地域おこし協力隊事業(地域振興分)は、地域おこし協力隊員の賃金、住宅借り上げ料等で、不用額は2万6,450円となっております。

(20)、結婚支援事業は、結婚支援専門推進員に対する謝礼等で、不用額は4,654円となっております。(21)、地域創造複合施設維持管理経費は、建物災害保険料など地域創造複合施設の維持管理に要する経費で、不用額はございません。(22)、移住定住促進事業は、お試し暮らし短期体験住宅の光熱水費や広告掲載料などの経費で、不用額は2万2,186円となっております。(23)、地域創造複合施設整備事業は、地域交流センターの屋根、外壁改修工事費で、不用額はございません。

目5交通安全費は、支出済額56万4,380円で、不用額は1,620円となっております。支出済額の前年度比較は、3万1,470円の減となっております。交通安全指導員に対する報酬等の経費でございます。

53ページ、54ページをお開きください。目6公平委員会費は、支出済額2万3,960円は前年度と同額で、不用額は2,040円となっております。公平委員会委員に対する報酬等の経費でございます。

目7車両管理費は、支出済額4,110万9,364円で、不用額は107万9,636円となっております。支出済額の前年度比較は、112万389円の減となっており、前年度において公用車車庫改修工事を実施したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、公用車車庫維持管理経費は、公用車車庫の光熱水費、燃料費等の経費で、不用額は6万1,143円となっております。(2)、車両センター維持管理経費は、車両センターの光熱水費、燃料費等の経費で、不用額は15万2,383円となっております。(3)、公用車維持管理経費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車損害保険料等の経費で、不用額は13万5,418円となっております。(4)、バス運行維持管理経費は、村民バス、福祉バス、スクールバスの運行管理委託料、消耗品費、修繕費が主なもので、不用額は63万252円となっております。(5)、公用車両購入事業は、自動車借り上げ料で、不用額は440円となっております。

55ページ、56ページをお開きください。目8村有林管理費は、支出済額2,557万3,010円、不用額10万1,990円で、支出済額の前年度比較は21万4,507円の減となっております。備考欄をごらんください。(1)、村有林整備事業、補助事業は、主には森林環境保全整備事業委託料で、不用額は137円となっております。事業内容は、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の3ページに記載してございますので、ご参照をいただきたいと思います。(2)、村有林整備事業、単独事業は、森林保険料、村有林整備事業委託料で、不用額は2万9,979円となっております。(3)、村有林野基金積立金は、運用益金である預金利

子及び前年度における寄附金分の積み立てで、不用額は370円となっております。(4)、村有林管理事務経費、經常分は、主に立木調査に係る賃金、消耗品費で、不用額は7万1,504円となっております。(5)、林野振興補助金等は、北海道治山林道協会十勝支部負担金で、不用額はございません。

目9住民活動費は、支出済額1,296万1,716円、不用額10万8,284円で、支出済額の前年度比較は354万778円の減となっております。本年度からふるさと納税を含む寄附金は寄付金管理基金に積み立てることといたしましたが、前年度までは寄附者が指定した事業に対応する基金に直接積み立てていたことにより、協働のまちづくり基金積立金が大きく減少しております。備考欄をごらんください。(1)、行政区会館維持管理経費は、管理委託料など行政区会館維持管理に係る経費で、不用額は5万481円となっております。(2)、地域安全等住民活動経費は、主には各行政区に対する運営交付金、生活安全推進協議会への助成金で、不用額は5万4,585円となっております。(3)、行政区会館改修事業は、協和区及び北更別区行政区会館の修繕に係る経費で、不用額は520円となっております。(4)、協働活動経費は、主に行政区が行う市街地公園や道路等の環境整備、村道第3次路線の除雪などに対する住民協働パートナー事業交付金で、不用額は2,698円となっております。(5)、協働のまちづくり基金積立金は、運用益金である預金利子及び前年度における寄附金分の積み立てで、不用額はございません。

57ページ、58ページをお開きください。目10財政調整基金費は、支出済額7,829万2,975円で、不用額は6,025円となっております。支出済額の前年度比較は、258万4,876円の減となっております。地方財政法では、決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てることとされており、財政調整基金積立金の財源としております。平成29年度の実質収支が平成28年度の実質収支に比べ減少したことから、積立金も減額となっております。

目11公共施設等整備基金費は、支出済額1億3,727万462円、不用額3,538円で、支出済額の前年度比較は2,845万9,999円の減となっております。今後の公共施設の改修等を見込み、前年度において多額の積み立てを行ったことから減額となったものでございます。

目12減債基金費は、支出済額88万1,069円、不用額931円で、支出済額の前年度比較は49万8,549円の増となっております。運用益金である預金利子を積み立てております。

目13開村記念事業推進費は、支出済額464万4,163円、不用額8,837円で、支出済額は前年度と比較して皆増をしております。村史制作業務委託料、村史編さん資料収集業務に係る賃金等を支出しております。

項2徴税费、予算現額452万2,000円、支出済額419万5,493円、不用額32万6,507円の決算となっております。

目1税務総務費は、支出済額323万3,763円、不用額30万237円で、支出済額の前年度比較は75万1,158円の減となっております。前年度臨時的任用職員として税務事務補助員1名を任用したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、固定資産評価審

査委員会運営経費は、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び旅費、費用弁償で、不用額は1,220円となっております。(2)、税務事務経費は、税務事務補助員の賃金、十勝市町村税滞納整理機構への負担金が主なもので、不用額は2万2,117円となっております。(3)、村税還付金等は、村税の還付金及び還付加算金で、不用額は27万6,900円となっております。

目2賦課徴収費は、支出済額96万1,730円で、不用額2万6,270円、支出済額の前年度比較は234万1,240円の減となっております。減額の主な内容は、前年度3年ごとに実施している標準宅地鑑定業務及び北海道地価調査価格時点修正業務に係る委託料を支出したことによるものでございます。備考欄をごらんください。(1)、賦課徴収事務経費は、家屋評価管理システム保守管理委託料、印刷製本費等の経費となっております。

項3戸籍・住民基本台帳費、59ページ、60ページをお開きください。目1戸籍・住民基本台帳費は、予算現額466万6,000円、支出済額459万6,226円、不用額6万9,774円で、支出済額の前年度比較は14万6,742円の減となっております。備考欄をごらんください。(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費は、主に北海道自治体情報システム協議会の負担金でございます。

項4選挙費、予算現額314万5,000円、支出済額231万3,139円、不用額83万1,861円の決算となっております。

目1選挙管理委員会費は、支出済額37万3,792円、不用額1万6,208円で、支出済額の前年度比較は13万9,244円の減となっております。備考欄をごらんください。(1)、選挙管理委員会運営経費は、選挙管理委員会の委員報酬、旅費、費用弁償等の経費でございます。

目2道知事道議会議員選挙費は、支出済額154万1,662円、不用額70万7,338円で、北海道知事、北海道議会議員選挙の執行に伴い、支出済額は前年度と比較して皆増となっております。備考欄をごらんください。(1)、道知事道議会議員選挙経費は、投開票管理者、立会人等の報酬、投開票事務従事者に対する手当、選挙ポスター掲示場作成委託料等の経費でございます。

目3村長村議会議員選挙費は、支出済額39万7,685円、不用額10万8,315円で、村長、村議会議員選挙の執行に伴い、支出済額は前年度と比較して皆増となっております。備考欄をごらんください。(1)、村長村議会議員選挙経費は、消耗品費、印刷製本費等の経費でございます。

項5統計調査費、目1各種統計調査費は、予算現額21万9,000円、支出済額20万7,588円、不用額1万1,412円で、支出済額の前年度比較は8万6,495円の増となっております。備考欄(1)、各種統計調査経費は、各種統計調査に係る旅費、消耗品費、気象観測業務委託料等の経費でございます。

61ページ、62ページをお開きください。項6監査委員費、目1監査委員費は、予算現額191万3,000円、支出済額189万2,670円、不用額2万330円で、支出済額の前年度比較は6,044円の減となっております。備考欄(1)、監査委員経費は、監査委員の報酬、旅費等の経費でございます。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 50ページの備考欄の18、地方創生推進交付金事業で、52ページにまたがっている委託料の件なのですけれども、ここでC C R Cとスノーピークの委託料が入っていると思うのですけれども、このスノーピークでこの年、30年度はセミナー4回120万円、モニタリングでトレーラーハウス350万円、そういった観光目線でいろいろやってきたと思うのですけれども、その30年度実施した報告、どういったことで1年間の報告を終えているかということを確認したいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの件でございますけれども、さらべつまるごとブランディングコンサル業務ということで1年間進めてまいりました。最終的に業務報告書という形で委託先からは納品を受けております。そんな中で当初協議会を立ち上げまして、村内の各団体、農協さん、商工会さん、また観光協会等、協力をいただきながら協議会の皆さんのご意見いただき、そんなような中で進めてきたところでございます。観光にかかわる各他町村の取り組み状況であったり、そういったものを参考にさせていただきながらワークショップで意見もらったり、またあるいは場所を変えて屋外を使ってワークショップを開催したりというようなことを実施してまいりました。あと1つは、村に対する観光的な目線へのアンケート調査等、熱中小学校の場所で行ってきたというようなこともございます。そのようなことから、報告いただいた中で今後の構想ということも案としていただいているところでございます。その中では、例えば更別といえは大規模農業の村というところで、農地が見える場所でキャンプを行ったりというような委託先のスノーピークならではの目線からのご提案等をいただいているところでございます。そのようなことを報告いただいた中で、今年度2年目の業務ということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 村の市街地ではなくて、外側の郊外地の魅力というところで、今大規模な農業があるので、キャンプということがあったのですけれども、それ以外に何かもっとこういったものがないとか、そういった報告は受けていないのでしょうか。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今の大規模農業の関係、大規模農業とアウトドアというようなことで郊外でのキャンプ、またそれから十勝の野遊びと観光のハブ、拠点というような位置づけで更別の場所を位置づけてはどうかというような提案がございました。それについては、十勝管外、道外も含めてですけれども、空港も近いというような立地条件もありますので、そういった方が一旦更別に寄って、例えばスノーピークのキャンプ用品等をそこから借り

ていって、その後に十勝管内を周遊するといったような提案もいただいております。

また、別な観点になりますけれども、観光としての目線からいきますと、更別の中の集客施設というのが公共施設が多いというのもあるかと思えますけれども、そのネーミングという部分でもうちょっと親しみやすい名前にしてはどうかというような提案もいただいているところでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 30年度の予算のときにスノーピークは30万人規模の顧客を抱えているということで、そのスノーピークに委託を任せた話では、そのスノーピークの30万人規模の特色を存分に生かして、村をどういうふうに生かしていけるかということも考えるというふうにお話は聞いていたのですけれども、何かスノーピークがこういうふうに絡んで郊外を盛り上げようかとか、そういったスノーピークをもとにした話というのは特に30年ではなかったのでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 スノーピークと関連している会社でDMOのデスティネーション十勝というところがありまして、そちらとも毎回新潟のほうから会社の方が来られるというよりは、デスティネーション十勝とも連携をしながら、更別で何か、例えばイベントが開催されるだとか、そういったものがあるときに連携して協力することができるというような提案はいただいております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今説明で年間、総合アドバイザーで880万円の支払いをしたわけですね。そして、アドバイスを受けました。単年度、もう一年継続あるようなのですけれども、それに対してアドバイスを受けたのはわかるのですけれども、わざわざアドバイスをもらった中において、では今後どうしていこうかと。ワークショップも開いているわけですから、そういう話は進んでこないのですか。ただアドバイスをもらっているだけであって、逆にそれからことしでいえばもう9月ですね。ここまで何を進めてきたのかというのが1つ聞きたいです。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 既に2年目に入っているわけですが、今年度は市街地の活性化に向けた取り組みということで、2回ほど既に会議、ワークショップについては開催しております。3年間の事業計画ということで、また来年も含めて1年目、2年目の成果をもとに最終的にどういうふうに進めていくかというのを詰めていくということになるのですけれども、最終的には具体的にどういった方がこれらの提案を受けて進めていくかというところもあります。村が直接やれる部分、あるいは民間の方がこういった提案を受けて新たな事業を展開するすとか、そういったことにつながることで、更別の観光の分野も進んでいくのではというようなことで、そういったことに向かって進めてい

るということをご理解をいただければと思います。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 というのは、今の話を聞いていますと、とりあえず3年終わらなければ何も進まないというふうに聞こえるのです。とりあえず単年度、市街地ではなくて郊外で進めたと思うのです、先ほどいろいろ説明ありましたから。その中で郊外で進める上には郊外で何かをやろうという話はもう出てくるというか、そういう計画性というか、それをもとにした案というのがある程度出ると思うのです。今の説明聞いていますと、とりあえずアドバイスは受けましたと。その後で、では民間の誰か何かやってくださいと、村は余り関与しませんよというような言い方に聞こえるわけなのです。ある部分、行政が余り突っ込んでいくと、いろんな部分で問題あるかもしれませんけれども、余りにも無責任なアドバイザー任せの、その結果で何もできなければ、それはそれで誰もやる人いなかったから仕方ないよと。もう一つ突っ込んで言えば、ただ交付金かもしれませんけれども、スノーピークさん、お金持っていきましたねというふうに思えてしまうのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 村は何もやらないとか、そういうことではございませんで、村としてできることは予算化して進めていくと。また、民間の方が担うべきものがあれば、そういった提案にのっていくといいますか、新たな事業が描けるというようなところがあれば、チャレンジしてほしいというふうにも考えております。アドバイザー任せということではなくて、やはり地元でも協議会に入っている方がいろんな面で積極的にアイデアを出していただいているところでございます。非常にこの事業に関して関心を持たれている方もいらっしゃるわけございまして、そういったことを地元の方のご意見、また村としてできること、それからいろいろ検討していく中で新たに事業化できそうな部分、そういったものを組み合わせて今後の展開に結びつけていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連がございますので、質問させていただきます。

今2議員からつらつらとご質問ありましたけれども、本委託料につきましては2つの項目がありまして、総合アドバイザー的な委託料、それとコンサルティング委託料ということで分かれております。確かに今の説明をつらつら聞いていますと、総合アドバイザー的な部分はある程度継続審議やむなしという形になりますけれども、このコンサルティング委託料というのは村が課題を抱えていて、ある程度ここをターゲットにして分析してもらいたいというのが僕は趣旨だというふうに判断して、予算措置の中で賛同したつもりですけれども、今の説明ではあくまでもアドバイザー委託だけが前面に出て、協議はしているのだけれども、アドバイスを待って待ってという形であくまでも受け身の話ばかりで、これではコンサルティングも含めた中の話にならないと思うのですけれども、やっ

ぱりこれはもう2年目、3年目に取にかかるといいますから、両議員が言ったようにもっと具体案を持って進めていかないと、3年終わってからまとめますよという話では僕はないと思うのですけれども、その点の見解、説明ください。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 言葉尻で大変申しわけないのですけれども、総合アドバイザー委託料に関しましてスノーピークへの委託ということでご理解をいただければと思います。その中で具体的な部分ということですが、先ほど太田議員のご質問の際に答えさせていただきましたけれども、例えば農家の方の畑を見れる場所でのキャンピング等、そういったところは具体的にというふうになった場合にはやはり誤って農地に入ったりしたらとか、そういうような防疫的な課題がありますので、現実に落とし込んだときに課題解消しないと進んでいかないとということもあります。ただ、そういった提案がありますので、その課題解消に向けての具体的な計画を詰めていきたいというふうにも考えますし、それに関して進めていくには、例えば村としては予算をこういうふうに出すのか、その実施方法を進めて考えていくのか、そういった具体的な動きを今議員ご指摘のとおり進めてまいりたいというふうにも考えております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 申しわけないです。私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、総合アドバイザーという部分については、今固有名詞出ましたけれども、それはそれなりの委託料を計上して調査したという形は、それは認めます。ただ、私が言いたいのは、コンサルティングも総合アドバイザー委託料も基本的に村が必要ありきということで併用して進めている事業ですよということですよ。その中でたまたま固有名詞が出たからアドバイスをどのような形に形づくっていくかと今説明をさんざんいただいているのですけれども、それはやはりアドバイザー、コンサルティングは両翼で進まなければ、これはいつまでたっても解決策が見えないし、もう2年目が終わっているのにある程度の方針も見えない、まだ検討します、それをまとめて、では3年以降にやります、4年目にやります。そういう形にしていったら、結局一年一年おくらせてくるという形でどこかでやっぱり形を示していかないと、これだけのお金をかけて、委託料をかけて実施するわけですから、もう少し危機感を持って進めないと僕はだめだと思っているから、その点の部分の、ただアドバイザー委託料がどうのこうのだけでなく、それに加味した中のコンサルティングを含めてどう村は考えて進めていく形をとって、なおかつある程度方向性が出ているのですかと僕は聞いているわけですし、それが出ていないなら出ていないで仕方ないのですけれども、それだとやっぱり予算措置としてはお粗末だし、やり方としては進めたい、進めたいという話だけであって、その点の予算措置を消化したという点では不完全燃焼かなというふうに判断はしているのですけれども、その点の見解だけきちっと説明いただきたいと思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さん、それに織田議員さん、そして安村議員さんのお話、ごもつともです。

やっぱりそうですね。コンサルのためのコンサルでもありませんし、アドバイザーのためのアドバイザーでもありません。今ワークショップを一生懸命やって、DMOの関係とかいろんな形で、いかにこの企画は、スノーピークさんとは包括連携協定結んでいますが、全体として人の動きをどういうふうな形で、観光資源と言われるものは特徴的なものが少ない中、それをどういうふうにして位置づけて、そしてその人の流れを商店街とか、人の流れとして今どういうふうにとってきてまちの活性化を行っていくかというのが最大のポイントであります。実際にいろんな部分で私も報告書のほうを見させてもらいましたけれども、いっぱい案が出ておりますから、やはりこれはアクションを起こさないと何の意味もありません。だから、単なるアドバイザー料、コンサル料ということではなくて、その中からできるものとしてはやっぱり仕掛けていくということです。実際に形のあるもの、現実的に提案をして、これを実施していくということは、この委託料というのですか、本来の趣旨の姿でありますから、これが報告書だけで済んだり、これがまとまってから、ではどうしましょう、こういう状況ではこれはもう本当にお恥ずかしい次第でありまして、そういう形ではなくて、今出ている幾つかの提案も受けて、では事業化できるのはどこなのかとか、いろんな部分を、ではどこにやっていただくか、あるいは村はどこまでかかわっていけるのかということを含めてやっぱり早急に検討しながら、そのアドバイスなりコンサルを受けた部分については現実的に具現化をしていくのが私は本筋でありますし、そのように考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、61ページ、款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明いたします。

61、62ページをお開きください。項1社会福祉費、予算現額3億1,284万8,000円、支出済額3億38万7,597円、不用額1,246万403円の決算となっております。

目1社会福祉総務費、支出済額1億7,050万9,536円、不用額961万274円でございます。備考欄をごらんください。備考欄(1)、社会調査委員会運営経費は、民生委員の報酬、費用弁償の経費で、不用額は11万9,700円となっております。なお、民生委員会の定例出席は144分の122となって、出席率は84.7%となっております。(2)、保健福祉推進委員会運営経費は、委員会の報酬、費用弁償の経費で、不用額は2万1,860円となっております。備考欄(3)、社会行政事務経費は、遺族会引率のための経費が主でございます、不用額は136円となっております。(4)、社会活動補助金等は、遺族会、保護司会の運営助成金及び帯

広地区人権擁護委員会協議会負担金の経費で、不用額は2万5,000円となっております。

(5)、戦没者追悼式経費は、戦没者追悼式の消耗品、しおりの印刷費、遺族への菓子折り、案内郵便料で、不用額は3,210円となっております。

続きまして、63、64ページをお開きください。(6)、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センターの燃料費、光熱水費、管理業務、清掃業務の委託料が主な経費です。不用額は43万5,661円で、主なものは節11の燃料費と修繕費の執行残となっております。昨年度と比較して51万5,142円増加しております。ワイヤレスマイクの受信機の修繕とエレベーターの修繕が行われたことが主な要因となっております。(7)、憩の家維持管理経費は、更別村憩の家の燃料費、光熱水費、管理、警備、清掃業務の委託料が主な経費で、不用額は1万8,298円となっております。(8)、福祉館維持管理経費は、上更別福祉館の燃料費、光熱水費、管理、清掃業務委託料が主な経費でございます。不用額は6万1,957円となっております。昨年度と比較して8万6,009円増加しております。これは、ストーブと掃除機の購入が主な要因となっております。(9)、屋内ゲートボール場維持管理経費は、光熱水費、清掃業務委託料が主な経費で、不用額は5万8,039円となっております。昨年度と比較して14万783円増加しております。AEDの賃貸料、ストーブの購入が主な原因でございます。

(10)、公用車維持管理経費は、保健福祉課に配置している公用車3台の維持管理経費で、不用額16万5,401円が発生しております。節11需用費の消耗品費で4万5,706円、修繕費で8万2,366円の執行残が主なものでございます。

65、66ページをお開きください。説明欄(11)、社会福祉事務経費は、講演会講師謝礼、旅費、消耗品費、研修会費の負担金で、不用額は5万5,308円となっております。(12)、重度心身障害年金は、身体障害者手帳1、2級の判定を下された方、児童相談所、知的障害者更生相談所等で知的障害と判定された方に対して年額1万2,000円を支給するもので、平成30年度は63名の方に支給しております。(13)、福祉扶助経費は、腎臓機能に障害がある方が人工透析に通う場合の通院費及び在宅障害者の方が社会復帰のための訓練事業所、これは就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域共同作業所となりますが、それに通所するための公共交通機関利用相当額の2分の1以内を助成するもので、延べ31人、対象者は10人でございますが、延べ31人に対し助成を行っております。(14)、社会福祉活動補助金等は、社会福祉協議会の法人運営、共同募金、福祉活動に対する助成金、それと平成30年度に更別村が当番で実施した十勝地区身体障害者スポーツ大会助成金が主なものです。不用額は605円となっております。(15)、障害者総合支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者自立支援法ですが、その第6条に基づき、障害者の支援区分認定調査に係る経費、南十勝で共同設置している認定審査会の負担金、補装具の給付、自立支援医療費、介護給付費が主な経費です。不用額は455万1,062円で、節20扶助費の補装具給付費で15万187円、自立支援医療給付費で29万5,003円、介護給付費で409万6,411円の執行残が主なものでございます。介護給付費は、1月支払い分から4月支払い分までで一昨年と比較し310万円以上の給付費が減少したため、執行残額が大きくな

っております。(16)、障害者地域生活支援事業も障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に定める市町村の地域支援事業を実施するもので、日中活動支援事業としてはサッチャル館の運営経費、委託料、移送サービス、移動支援事業等の各委託料が主なものでございます。不用額は58万2,544円で、節11需用費の建物修繕費が10万円、節13委託料の事業委託料で9万985円、節20扶助費の日常生活用具給付費で29万9,636円の執行残が主なものでございます。続きまして、(17)、重度心身障害者医療給付事業経費は、身体障害者手帳1、2級、一部内臓機能障害では3級の手帳所持者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方が対象となる医療給付事業で、一部負担金を除き医療給付を行うものでございます。対象者は42名、年間受診件数821件に給付しており、執行残額は77万666円の不用額でございます。節20扶助費の医療扶助費で72万2,510円の執行残が主なものでございます。1、2月診療分の請求がそれぞれ3月、4月に行われ、その後確定するために不用額となりました。

続きまして、67、68ページをお開きください。(18)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者及びその扶養者で18歳に達した日の属する年度末までの児童、両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている児童に対し医療給付を行うものでございます。対象者は20世帯57人、受診件数は372件に給付しており、不用額は4万8,940円となっております。(19)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、平成30年度からは法定分の繰出金のみとなり、平成29年度と比較して2,039万2,187円減少しております。不用額は271万5,600円となっております、事務費分で271万3,458円の執行残が主なものでございます。(20)、福祉基金積立金につきましては、利子分で12万9,570円、寄附分で4万円を積み立てております。続きまして、(21)、福祉灯油等助成事業です。この事業は、低所得の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、平成30年度においては灯油引きかえ券もしくはどんぐり商品券、合計で116世帯に支給しております。(22)、公用車両購入事業は、公用車のリース料1台分を支出しており、不用額は560円となっております。(23)、福祉館改修事業は、給湯器の取りかえのための経費で、不用額は14万1,840円となっております。(24)、屋内ゲートボール場改修事業は、正面玄関、屋上防水工事等を実施したものでございまして、不用額は600円となっております。(25)、成年後見制度利用促進事業経費は、社会福祉協議会による法人後見に係る委託料でございまして、248万9,000円全額を支出しており、不用額はございません。

続きまして、目2福祉の里総合センター費は、支出済額8,331万7,921円、不用額が216万1,079円の決算となっております。(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、福祉の里総合センターの燃料費、光熱水費、修繕費、警備、清掃業務委託料が主なもので、不用額は154万4,198円となっております。不用額の主なものは、節11需用費の燃料費で94万5,200円、光熱水費で18万7,933円、修繕費で18万467円の執行残が主なものとなっております。

続きまして、69、70ページをお開きください。生活支援ハウス運営経費は、生活支援ハ

ウスふれあ〜の清掃業務及び運営委託料の経費で、不用額は6,884円となっております。

(3)、健康増進室運営事業は、健康運動教室の講師謝礼、消耗品費、備品修繕費を経費として計上しております。不用額は5万98円で、備品修繕費がなかったことに5万円全額が執行残となっております。(4)、給食業務経費は、生活支援ハウス、診療所の入院患者の毎日の食事、介護保険運動教室の昼食の給食調理のための経費でございます。不用額は55万9,819円となっております。主なものは、節7賃金の調理員賃金で10万410円、修繕費で21万9,350円、給食賄い材料費で21万9,350円の同額ですけれども、執行残が主なものでございます。(5)、福祉の里総合センター改修事業でございますが、ボイラーの更新工事に伴う支出で、不用額は80円となっております。

目3国民年金費は、国民年金事務に係る旅費と消耗品費が主な経費です。支出済額は6万7,119円、不用額は1,071円となっております。昨年度は、北海道自治体システム協議会負担金18万2,574円がありましたが、単年度事業のため皆減しているところでございます。

目4後期高齢者医療費は、支出済額4,649万3,021円、不用額が68万7,979円の決算でございます。平成20年4月からスタートした75歳以上の方全ての方を対象とした後期高齢者医療制度に係る市の負担分としての支出となっております。(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費3,307万7,756円は、法律により市町村の一般会計でその一部を負担するものとされているものでございます。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設立された北海道後期高齢者医療広域連合へルール分として支払いしているものでございます。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金324万5,264円、不用額は18万6,736円、保険基盤安定繰出金で1,017万1円、不用額が999円、合わせて1,341万5,265円を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出してしております。不用額が68万7,979円発生しております。特別会計の繰出金のうち予備費分の繰出金50万円については、予算執行がないことが主な要因となっております。この後期高齢者医療事業の市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請の届け出や受け付け、被保険者証の引き渡しなど、身近な窓口事業も行っているところでございます。

次に、項2児童福祉費、予算現額3億4,853万1,000円、支出済額1億9,293万7,913円、翌年度への繰越明許費1億5,491万2,000円、不用額68万1,087円の決算となっております。

目1児童福祉総務費は、支出済額1億4,749万6,626円、繰越明許費1億5,491万2,000円、不用額は68万374円でございます。説明欄(1)、子育て委員会運営経費は、委員の報酬と費用弁償の経費で、平成30年度は3回を開催しており、不用額は2万7,260円となっております。(2)、児童福祉事業経費は、認可保育所運営事業、学童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業の各委託料、南十勝こども発達支援センターへの負担金、一時保育運営事業補助金、療育訓練施設通所交通費扶助費が主な経費でございます。不用額は28万6,684円となっており、不用額の主なものは認可保育所運営事業委託料で21万8,081円の執行残が主なものでございます。

続きまして、71、72ページをお開きください。(3)、出産・入学報償費は、出産時の祝金、小中学校入学時の祝金の支出で、出産祝金は23名115万円、小中学校入学祝金は小学校24名、更小20名、上更小4名となっております。中学校30名の計54名に270万円を支出し、不用額は5万円となっております。(4)、子ども医療給付事業は、小学生以上18歳に達する年度の属する最初の3月末日までの子どもに対する医療扶助費です。3,645件、村内の医療機関が2,044件、村外が1,601件の医療に対し医療扶助を行っております。731万6,094円を支出し、不用額は20万3,906円となっております。続きまして、(5)、子育て応援施策推進事業経費の多子世帯保育料軽減事業助成は、村独自の子育て支援策として幼稚園、保育所の保育料を第2子以降無料とするもので、1,052万5,080円を支出し、不用額は8万5,980円となっております。

目2 児童措置費、支出済額4,544万1,287円、不用額が713円となっております。説明欄(1)、児童手当給付費等経費の節20扶助費の決算額4,535万円ですけれども、平成30年度においてゼロ歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の児童手当の総額で、対象者は平成31年2月支給時で201世帯、365人となっております。

続きまして、項3 老人福祉費、予算現額1億1,863万6,000円、支出済額1億1,377万2,254円、不用額が486万3,746円の決算となっております。

目1 老人福祉総経費は、高齢者運動会、敬老会の経費で、敬老会経費には敬老祝金63名分189万円を含んでおります。不用額は63万7,192円となっております。

目2 老人保健福祉センター費は、支出済額4,846万8,279円、不用額は257万6,721円の決算となっております。備考欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、73、74ページをお開きください。老人保健福祉センターの消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、管理、清掃、警備業務委託料が主なものです。福祉の里温泉維持費を含んでおり、不用額は242万5,663円で、その主なものは節11需用費の燃料費197万8,920円、修繕費42万5,675円です。また、昨年度と比較し26万3,130円増加しておりますが、燃料費で67万8,296円が増加していることが主な要因でございます。(2)、シルバーハウジング団らん室維持管理経費は、団らん室の光熱水費、燃料費を主に支出しており、不用額はございません。(3)、老人保健福祉センター改修事業は、機械設備の設置工事費で、不用額はありません。

目3 老人福祉推進費は、支出済額6,191万1,167円、不用額164万9,833円でございます。

(1)、老人保護措置事業は、養護老人ホーム入所者の措置費で、不用額は8,342円となっております。(2)、介護保険利用料軽減措置経費は、低所得で生計困難な利用者に対して介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用を促進することを目的としている制度でございます。延べ43件、年度末で対象者が15件ございますが、43件分を支出しており、不用額は10円となっております。(3)、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービス事業、緊急通報システムの監視委託料、緊急通報システムの設置、撤去工事、除雪、配食、布団乾燥サービス等に関する負担金が主なものです。不用額は72万890円となっております。(4)、老人福祉施設等雇用対策事業は、

老人福祉施設の雇用の確保のための補助でございます。6人分で66万円を支出しているところでございます。(5)、介護保険事業特別会計繰出金、臨時分ですが、低所得者の保険料軽減分の経費で、不用額は200円となっております。(6)、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付は、介護給付費分、地域支援事業費分、包括的支援事業2事業分の村負担分を支出するものです。不用額は36万3,122円で、主なものは介護給付費分において介護給付費が予算より減少したため33万8,996円の執行残が主となったためでございます。(7)、介護保険事業特別会計繰出金、財源補てん分は、事務費分と地域支援事業の財源不足分を繰り出すもので、不用額は55万7,269円、地域支援事業費の執行残48万9,505円が主な要因となっております。

項4災害救助費、予算額15万円で、支出済額がありませんので、全額が不用額となっております。

以上で民生費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

7番、織田さん。

○7番織田議員 各会計決算資料の中で老人保健福祉センター利用状況とあるわけですが、11ページですか、その中で全館使用という部分がありますよね。その数字、ことし極端に54と落ちているわけなのですけれども、これは何かカウントの仕方が変わったのか、何か事情があるのであれば説明を願いたいです。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 4時49分 休憩

午後 4時51分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。集計方法等の確認をとれなかったものですから、もう一度調べて後日報告し直させていただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 いろいろところで委託料、美装屋さんをお願いをしていると思うのですが、今70歳、恐らく村は限度としていると思うのですが、人手十分に集まっていますか。国は、今75までもお仕事をなさいと、これは決定ではないけれども。実は、今何社、美装屋さんが入って、そして充足は間に合っていますか、人は。その確認だけを先にさせてください。要するに美装屋さん、今何社入って、あそこを全部、福祉の里から温泉から全部やっていたいでしょ。いつかお願いをされて、更別は70を

過ぎたら採用はさせてもらえませんか。美装屋さんのほうからそういうお願いがあったのです。お願いをしたら、うちは基本は70ですから。それはそれでしょうがないね。けれども、人の確保は非常に苦労していると。お掃除だとか管理業とか受け付けの人たちも含めて、その辺の充足率と、今何社、美装屋さん入っているのですか。恐らく1社ではないのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 各公共施設の清掃業務ですけれども、施設の日常清掃、それから特別清掃、それから周辺の整備の業務等、施設の数もありますので、3社の業者が清掃業務を行っているところです。

70歳以上を雇用しているかいないか、そういうところは把握はしていないのですけれども、業務は契約どおりに行っていただいているので、従業員の方が充足しているかどうかという話は、それは問題ないのだろうとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 結局、恐らく受け付けとかいろいろあるでしょう。保安のほうもあるでしょうけれども。恐らく地元の人では足りなくて、村外、帯広市なのでしょうけれども、来ている方が多いと思うのです。それで、そこを承知しなければしないで、きれいになっているし、何も問題がなければそこはそこでのいいのですけれども、やはり今こういうCCRCも含めて村が考えていますけれども、本当にこういう人を雇用すると、先輩方も元気な人は仕事をしてくれると。もし70という決めが内規であるとしたら、その辺はこれから将来的に70過ぎても元気なお年寄りというか、受け付け業務ぐらいできますよと、掃除はできますよという人は仕事をさせていただくような柔軟な考えがあつていいと思うのですけれども、把握していなければ……。私自身もそこが間に合っているかどうか、恐らく間に合っていると思うのですけれども、そんな苛酷な……。でも、結構厳しく人を集めていると思いますので、一度確認してみてください。

◎会議時間の延長

○議 長 ここでお諮りいたします。

この際、議事の都合により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◎日程第19 認定第1号ないし日程第24 認定第6号(続行)

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 後ほど確認させていただきたいと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 66ページの中ほどの障害者総合支援事業の中の下の20番の扶助費の関係、もう一度申しわけないですけれども、確認させてください。

内訳的に、多分内容としては障害者補装具給付と自立支援と、項目的には。それと、給付の関係あると思うのですけれども、課長、給付の関係の説明をいただいたのですけれども、予定よりもかなり低いような支出の実態になっていると思いますので、いま一度実績の数字わかりましたら説明してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 障害者総合支援事業の身体障害者の補装具給付費で、件数がないのですけれども、予算上51万4,000円に対して支出済額が36万3,813円、不用額は15万187円、前年と比較して14万1,441円減っております。続きまして、身体障害者の自立支援医療給付費ですが、予算額が121万8,000円に対して92万2,997円、執行残額が29万5,003円、前年度比較で4万5,877円減っております。障害者の介護給付費でございますが、予算額9,025万8,290円、支出済額が8,616万1,879円で、執行残額409万6,411円ということで、前年度比較71万4,110円。節20の扶助費は、全体で90万1,428円の、昨年と比較して減額となっているところです。

以上です。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 68ページの備考欄(25)の成年後見制度利用促進事業経費248万9,000円というのを委託料として支払っているということなのですが、この利用促進事業というのは中身はどんなことを委託事業としているのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見制度の普及利用促進事業なのですけれども、これは社会福祉協議会における法人後見等の準備及び成年後見制度利用促進事業の広報等を行っていただくための委託料となっております。

以上です。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 成年後見制度への準備とおっしゃいましたか。確認兼質問になってしまうのですけれども。法人後見とおっしゃったのですね。法人後見制度への……

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見制度の法人後見を進めるための人件費と、あと先ほど言いました広報のための経費という形で委託料を支出しております。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 これが2つ目の質問になります。

○議 長 いやいや、自由にどうぞ。

○1番遠藤議員 法人後見制度を進めるための準備ということが含まれているということですよ、今のご説明は。この社協が成年後見制度に取り組む、そのための準備という意味ですか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 成年後見制度で法人後見を更別村社会福祉協議会に担っていただくということで、そのための経費ということで、人件費と、先ほど言った広報の費用を、あと研修等の費用をこの中に含んでおります。

以上です。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 いつを目安に社協が法人後見制度をやるというふうにお考えかというか、そういう期限ということは社協のほうにはお話しされているのでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今時点でまだ申し出はないのですけれども、相談があれば関係機関、社会福祉協議会と進めて、今からでも、現在でも進めることは可能です。

以上です。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

◎休会の議決

○議 長 それでは、お諮りいたします。

議事の都合により、9月11日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月11日は休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議 長 再びお諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会いたします。

(午後 5時06分延会)